

平成 2 2 年 9 月 1 7 日開会

平成 2 2 年 9 月 1 7 日閉会

平成 2 2 年
第 3 回定例会会議録
(9 月 1 7 日)

小 豆 島 町 議 会

平成 2 2 年 第 3 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 3 8 号

平成 2 2 年 第 3 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 2 年 9 月 7 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 1 . 期 日 平成 2 2 年 9 月 1 7 日 (金)
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議 場

開 会 平成 2 2 年 9 月 1 7 日 (金曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 2 年 9 月 1 7 日 (金曜日) 午後 4 時 3 2 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名簿

出席 欠席 ×

議席番号	氏名	9月17日		
1	森口久士			
2	谷康男			
3	大川新也			
4	柴田初子			
5	藤本傳夫			
6	森崇			
7	新名教男			
8	安井信之			
9	植松勝太郎			
10	渡辺慧			
11	村上久美			
12	鍋谷真由美			
13	中江正			
14	中村勝利			
15	浜口勇			
16	秋長正幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	中 桐 久 志			
企 画 財 政 課 長	松 本 篤			
税 務 課 長	松 尾 俊 男			
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章			
保 健 事 業 課 長	村 口 佐 吉			
介 護 事 業 課 長	宗 保 孝 弘			
環 境 衛 生 課 長	平 井 俊 秀			
商 工 観 光 課 長	島 田 憲 明			
才 り ー プ 課 長	中 塚 昭 仁			
農 林 水 産 課 長	石 山 豊			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬			
社 会 教 育 課 長	大 下 淳			
介護老人保健施設事務長	(兼) 宗 保 孝 治			
病 院 事 務 長	莊 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 空 林 志 郎

議事日程

別 紙 の と お り

平成22年第3回小豆島町議会定例会議事日程

平成22年9月17日(金)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 8名
- 第4 報告第6号 平成21年度決算における小豆島町健全化判断比率について
(町長提出)
- 第5 報告第7号 平成21年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第6 報告第8号 平成21年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第7 報告第9号 平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第8 報告第10号 平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第9 議案第58号 専決処分の承認について(小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号))
(町長提出)
- 第10 議案第59号 専決処分の承認について(小豆島町一般会計補正予算(第3号))
(町長提出)
- 第11 議案第60号 平成21年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第12 議案第61号 改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第13 議案第62号 安田小学校校舎耐震補強及び改修工事(北工区)請負契約の変更契約について
(町長提出)
- 第14 議案第63号 小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第15 議案第64号 平成22年度小豆島町一般会計補正予算(第4号) (町長提出)

- 第16 議案第65号 平成22年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
(町長提出)
- 第17 議案第66号 平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(町長提出)
- 第18 議案第67号 平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算(第1号)
(町長提出)
- 第19 議員派遣について
- 第20 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第21 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開会 午前9時30分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

また、暑い日が続いておりますので、会議中は上着をとっていただいで結構でございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月10日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会9月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ご承知のとおり、8月30日午前10時49分に発生いたしました池田地区の林野火災につきましては、9月8日午後4時をもって完全鎮火に至りました。応援に駆けつけていただきました土庄町消防団、香川県防災ヘリ、周辺3県の防災ヘリ、自衛隊善通寺第14旅団、小豆警察署初め小豆地区消防本部、小豆島町消防団など消火活動に当たっていただきました関係者の皆様、炊き出しなど後方支援に当たっていただきました日赤奉仕団の皆様、また連日にわたる消防団員の出勤にご理解、ご支援をいただいた産業界、町議会並びに町民の皆様に、町長として深く感謝申し上げます。

住民の生命、財産を守ることは、自治体、消防、自衛隊や警察の共通した使命であり、今回の林野火災を通して、改めて災害時の迅速な対応と協力体制の重要性に思いをいたすところであります。

これから10月にかけて太平洋高気圧の弱まりとともに、台風が日本列島を通過すると予想されます。今回の林野火災を含めた過去の教訓を糧とし、関係機関と協力しながら防災対策に万全を期してまいりたいと考えているところであります。

さて、本定例会は報告案件5件、専決処分の承認2件、契約案件2件、条例案件1件、補正予算の審議4件並びに平成21年度歳入歳出決算認定をお願いすることとなっております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会いたします。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。6月以降8月末までの主要事項に関する報告、監査委員からの出納例月検査執行状況報告書3件、監査委員からの決算審査意見書報告、財政・経営健全化審査意見書報告及び地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく本町が出資している政令で定める法人の経営状況を説明する書類4件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第116条の規定により、5番藤本傳夫議員、6番森崇議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日1日としたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 一般質問

議長（秋長正幸君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、議員申し合わせ事項による一般質問の時間を守っていただくために、5分前にこちらから札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。8番安井信之議員。

8番（安井信之君） 私は、2つのことについて町長のお考えを聞きたいと思います。まず最初に、嘱託職員の待遇について。

合併後、今まで2度にわたり質問しましたが、正職員として採用すべきところを嘱託職員として採用し、正職員と同じ作業を行っている嘱託職員に対して、退職金制度、資格手当等の改善をどのように図られていくつもりか伺いたいと思います。

介護職等での改善が図られていますが、どの職種に対しても処遇改善が行われるべきだと考えます。また、幼稚園、保育所においても正職でなく、嘱託職員として雇用していることで、人員確保に支障が出てきている現状があります。

そこで、私は雇用の形態を含めて考えるべきであると考えますが、町長のお考えを伺います。

2番目に、少子化対策の優先課題をどのように考えているのか。

今年度より政権交代した民主党により、目玉事業として施行されている子ども手当がありますが、当初は地方自治体の経費負担は取らないとのことでしたが、今年度に限り、地方の児童手当分の負担をしてくださいとのことでした。しかしながら、来年度以降も地方の負担分は残したまま、手当の増額、地方の実情に即した補助策等が検討されようとしています。

与・野党ともマニフェストで乳幼児医療の充実をうたっています。小豆島町でも共産党の町議から乳児医療の拡大をとの提案がありましたが、地方自治体の経費負担が必要であるということから、時期尚早であるということでした。まだ国の予算がどのようになるのかわからない時点ではありますが、町長のお考えを伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 安井議員のご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、1点目の嘱託職員についてどう考えるかということですが、役場の仕事というのは、基本的に正規の職員で行うべきものであるということとは言ってもないことだと考えております。とりわけ、これから介護とか医療とか、教育、子育てという分野は、大変重要な分野でありますし、いずれも専門職が担うところが多い分野でありますので、そういう分野について、基本的には正規の職員で行うべきということが基本論であると思っております。しかしながら、現実はかなり厳しいものがありまして、かなりの嘱託職員でそういった分野の仕事をしていただいているわけでございます。

基本は、正規の職員あるいは嘱託職員、ご提案があった退職金とか資格手当の改善をとということになると思いますけれども、一方、現実に財政の制約があること、かつこれから

合併特例債などの財政特例がいずれなくなるということ、それから地方分権ということになれば、国から来る交付税などもこれから減っていくことが考えられます。

また、ご提案があったように、これから子育て支援とか、いろんな新規施策、町の活性化に対して新規施策を起こしていかなければいけないという財政のニーズもあるという厳しい現実があるわけでありまして、そういったことと両者のバランスをどうとっていくかということだろうと思っています。しかし、介護とか子育て支援というのは、重要な分野でありますので、何らかの形で嘱託職員の処遇改善はしたいと思っております。

退職金というのは難しいかと思う、ご本人の同意を得て、嘱託職員に退職金はないという前提でその職についてもらっておりますので、退職金は難しいかと思いますが、賃金については必要があれば、処遇の改善をしていくというのはあると思っています、いずれにしてもこれからの財政事情、将来の財政、どこに振り向けるかという視点とあわせて検討していきたいと思っております。

2番目の少子化対策ですけれども、少子化対策は大変重要な課題でありまして、国全体でも重要な課題でありまして、国全体として少子化対策で言われているのは、1つは働き方と子育てを両立するという働き方の見直しがあります。2つ目は、質問にあったような児童手当のような経済的支援をするという政策ですね。3つ目が保育所の整備などの子育て支援のサービスを充実するということ。この3つが言われてまして、この3つの施策は小豆島においても必要なことだと思っています。

しかしながら、小豆島の少子化対策は、これ以外に人口が減っている、子供を産むことができる年齢層の女性の数が、絶対数が減っているという、全国ベースよりも深刻な問題がありますので、少子化対策の充実、ほかの都会にはない移住者の支援であるとか、あるいは地場産業を活性化して人をふやすという、そういう政策が少子化対策の柱の一つになると考えています。

そういう中で、児童手当の持つ意味、小豆島の場合には、児童手当というのはそんなにほかの施策に比べて緊急度が高い政策であると、私個人は思っておりません。しかし、必要な政策だと思っております、これは国として導入された政策でありますので、全額国庫負担で行うべきものと考えておりますし、そういう観点で国に対して要望はしていきたいと思っております。

乳幼児医療の充実については、この間の議会で答弁したように、子育て支援の観点からは必要な施策だと思っています。できれば乳幼児医療の無料の年齢の拡大をしたいと思っておりますけれども、先ほど言ったように、とるべき施策がいっぱいありますので、優先順

位をどうするかという問題がありますので、何を優先的にするかについては、もう少しこの議会、委員会でも議論をしていただきたいと思います。その議論を参考にして、来年度予算の中でどうするか、まずは決断をしたいと思っています。以上です。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 嘱託職員の待遇について、退職金は考えてないというふうなことでしたが、広域のほうの職員で嘱託職員になっている方は、退職金制度が存続しております。2町が合併するときに、両町の退職金制度の差異がありましたんで、やめたというふうに私は考えております。

ということは、嘱託職員と言いながら毎年、言うたら定年ぐらいまでずっと雇用していく形態の人に対して退職金がないということは、民間の企業においてもそういうふうにはなっていないとっております。ただ、正職員と嘱託職員との差というか、制度の差というのが大きく、一般の企業の分から考えると、まだ公務員の優遇面があると思っておりますので、その辺ある程度考えていく必要があるのではないかなと思っております。その辺でまたお考えを伺いたいと思います。

少子化対策のほうなんですけど、移住促進というふうなことも課題というふうに言われておりましたが、移住する人の立場から見ると、そういうふうな子供たちにおける医療制度の充実というのは、その選択の一つの重要なポイントになってくると思います。そういう部分の中で、医療の分も考えていったほうがいいのではないかなと思っております。今、児童手当としてやっているときの町の負担というのは2,600万円余り、中学校3年生まで医療費を、言うたら無料化というふうにすると三千五、六百万円程度だったと思いますが、そういうふうな試算が出ているというふうに伺っております。その辺を考えると、大きく見積もって3,600万円ぐらいですから、その辺はやっていける部分、もし国のほうが町のほうの負担を要らないというふうな形になれば、それはやっていける部分ではないかなと。これは移住促進のほうにもつながるくらいだと思いますが、その辺のお考えはどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 最初の嘱託職員の退職金の問題については、今の福祉政策を長期的にどうするかというプロジェクトを検討しておりますけれども、例えばヘルパーさんの確保が大変難しいという要因の一つに、多分退職金の問題とかあるということは私も十分認識しておりますので、すぐには難しいかもしれませんが、とても大事なことだと思っておりますので、財政制約との関係も考慮しながら検討はしたいと思っております。

それから、2点目の問題、少子化に関連してのことですけれども、移住者が実は毎月懇談して、いろんな意見をいただいています。お話があったように、子供の医療費が無料化すれば、小豆島の魅力は高まることはそのとおりだと思います。移住者の方からは、あと光ファイバーがあつたりとか、教育はどうとか、いろんな提案もいただいておりますので、そういう提案は一つ一つ実現したいと思っています。

それから、小豆島の移住対策は、かなり全国的に評価され始めているようで、最近もアエラという雑誌が先週取材にきまして、小豆島に住みたいという取材をしていただいております。移住対策が非常に重要なので、この議会でもいろいろ移住の拡大の話について、さらに議論していただければと思っています。

参議院選挙で与・野党とも子供の医療費の年齢拡大は、マニフェストには書いていたけれども、来年度予算でそれが実現すれば町の負担も小さいわけですけれども、そこはよく見えない状況でどうするかという問題だと思います。一方で、子ども手当の国庫負担の問題も議論されますが、私の行政経験からすると、なかなか地方負担をなくすのは非常に難しい、現実には難しいと思っています。実際の所要額は3千万円程度だと思いますが、年末までに議会の関係の方ともよく議論した上で結論を出したいと思っています。以上です。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 嘱託職員の部分ですけど、医療職というふうな部分に限定して町長のほうは言われておりましたが、ことしなんですけど、保育所、幼稚園、子どもセンターの職員、嘱託職員だった子がその手のほうの正職というふうな形で正職員に移って行って、人員の確保に困っているというふうな話を聞いております。ということは、そういうふうな部分でも考えていかなければいけない部分があるのではないかな。一つ医療いうんは大切なことだと思いますが、働いている人の状況も考えていく必要があるのではないかな、民間の企業と比べて、そういうふうな部分は劣ったところでの雇用というふうな形になっておりますので、その辺を考えていく必要があると思いますが、その辺はどういうふうにご考えておりますか、お伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 先ほどの答弁は、医療に限定したものじゃなくて、福祉ということで申し上げたつもりでございます。それから、保育所における問題も十二分に理解しておるつもりです。来年度の職員採用に当たっても、嘱託職員の方を正規職員にするということが内定してありまして、基本的には嘱託の方を正規にというのが、いわゆる好ましい

方向だと思っておりますが、退職金の問題も他町の例とか、それを参考にしたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 13番中江正議員。

13番（中江 正君） 私は2点、町長、担当課長にお尋ねをいたしたいと思います。

1点目の旧池田町、海側の高潮じゃなくて、高波対策をどのようにされるのか。

実は、平成16年の16号台風、記憶にも新しいんですけど、いわゆる8月30日ですね、あれから6年たちました。いろいろと担当課のほうでは調査をし、進捗もしてるわけですけど、まだまだ不十分であります。それで、質問をいたしたいと思います。

私たちの調査では、内海湾は一部を除いて高波は少ないが、入部、蒲生、池田、室生、二面、蒲野、神浦など、台風時の高波は物すごいものです。海側で生活する住民は、自衛手段として手づくり導流堤などをつくって、家庭の排水処理をしていました。今は改善しているが、高波が砂を運び、排水溝が埋まって、家庭の排水にも困って、当時自衛手段をしていたものです。

1つ、台風時の旧池田町の高波対策の必要性は、町はどのように考えておられるのか。

2点目、県に対してどんな要求をされているのか。海は、穏やかなときも荒れるときもあるが、自然であり、これに対策を講ずるのは地域を住みよくする第一歩であると思われるが、どのように考えておられるのか。

2点目です。合併特例債は、どのような事業に使われているのか。どこの地方行政も財政が厳しいのが実態であるが、合併したことの有利さで、各事業を推進するのはよいことだと思います。そこで、2町が合併して、特例債をどこに、どのように使途されたのか、まとめて知りたい。お願いいたします。以上、2点お願いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 中江議員のご質問にお答えをします。

高潮対策、高波対策は大変重要な課題であると認識をしております。中江議員並びに森議員には、8月に町長室に来ていただきまして、平成17年の調査とか、平成19年の調査、町の中でどこの海岸線が問題があるかということの詳細を見せていただきました。ありがとうございます。

いろんな対策を講じてはきていますが、まだまだ高波対策、高潮対策は不十分であると認識をしております。今後ともそういうところにはその対策を、財政の制約はありますけれども、やっていきたいというのが基本でございます。

県に対してどういう要望をしてきているかという話がありましたが、香川県とは小豆総合事務所と定期的な地域づくり連絡会という場がありまして、その場において常に高潮対策、高波対策は重要施策として協議をしているところでありまして、今後ともそういう中で県に対してはきちんと要請をしていきたいと思っています。

2点目の合併特例債については、せっかくの財政の特例でありますので、積極的かつ有効に活用するのが基本であると考えておりまして、これまでも内海中学校の建てかえとか、中学校の耐震対策とか、あるいはご指摘のあった防災対策などにも活用してきているところですが、今後とも活用していきたいと思っております。

池田地区の高波対策の実施状況と合併特例債の具体的な使途については、担当課長から説明をさます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） まず、13番中江議員並びに6番森議員のお二人には、内海地区については平成17年12月、池田地区におきましては平成19年5月に町内の海岸線の高潮等の対策検討調査資料をいただいております。対策工事実施計画に伴う現地調査等に活用させていただいております。改めてお礼を申し上げます。

私のほうから、池田地区の高波対策の状況についてお答えいたします。

ご質問の池田地区の高波対策とは、海岸線の護岸等における高潮とは別の越波対策や、護岸等の前面砂浜における排水管の埋没対策と理解させていただきます。

これらにつきましては、県と連携しつつ、高潮対策箇所において、高潮だけでなく、高波も念頭に置いた対策をこれまでいろいろ実施しております。既存の陸閘等の維持修繕も順次実施しております。

これまでの池田地区の県実施事業といたしましては、小蒲生海岸の護岸パラペットの嵩上げ、陸閘嵩上げ、排水設備整備と県道三都港平木線の蒲野地区の大獄洞門付近の消波ブロックの設置や沖田海岸手前の県道のパラペットの嵩上げ約136メートルを現在までに実施し、完了いたしております。また、沖田海岸の礫養浜整備は、平成20年度から継続実施しており、本年度も実施予定でございます。

また、町の事業といたしましては、室生地区の護岸整備、蒲生地区の消波捨て石、神浦地区の逆流防止のフラップ弁設置、入部地区のパラペット整備と排水路整備などを実施いたしております。

以上のように、高潮対策とともに高波・越波対策も地域の要望や実情に合わせた対策をできる限り実施いたしておりますが、町長からも申し上げましたように、まだまだ十分と

は考えておりませんし、対策が必要な箇所が数多く現在も残っております。今後も県と十分連携をとりながら、また財政状況も見きわめながら、町の重点施策として順次対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 中江議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

合併以降、平成21年度決算までに発行いたしました合併特例債の総額は、12億8,310万円となっております。なお、本町における発行上限額につきましては、約53億9千万円でございますことから、この4年間で約24%を発行した状況でございます。

具体的な充当事業につきましては、安全で快適な学習環境を構築するため、内海中学校建設事業に8億6,850万円、池田小学校耐震改修事業に4,750万円を発行いたしております。また、災害に強いまちづくりを推進するため、植松都市下水路整備事業に2億1,460万円、高潮対策事業に1,270万円、また防災行政無線デジタル化事業に8,400万円、合併支援道路整備事業に1,780万円を発行いたしております。このほか、本町の情報発信拠点でございますオーリーブナビ小豆島の整備財源として3,800万円を発行いたしております。

今後の合併特例債発行につきましては、教育施設の耐震化事業や各種の防災対策事業を初め、各種事業を推進するための財源として有効に活用したいと考えております。

また、地域住民のさらなる一体感の醸成と地域振興を図るとともに、将来に向けた財政基盤の強化を目指すために設置いたしました地域振興基金の造成財源としても活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 13番中江議員。

13番（中江 正君） ありがとうございます。

2点目の合併特例債、これは地方債そのものを補助率のいい辺地債、過疎債、特例債、いわゆる起債がありますが、有効利用ということで、平成19年から21年度にかけて3カ年ではありますが、4億1千万円の高潮対策事業に対して2億2,730万円を借り入れております。非常にせっぱ詰まった財政ではありますが、前向きに取り組んでいただいとるのは、非常にありがたいなと思っております。これからもいろいろと特例債を活用して、住みやすいまちづくりに努めてもらいたいと思います。

1点目の高潮対策ですけど、まだまだ課長のほうから不十分であると言われてますが、いわゆる被害状況は当時なされておりますが、今後再度聞き取り調査なんかもしていただきたいなと思っております。

実は、現地へ聞き取りに行ったわけですけど、やはり泣き寝入りといいますが、こんな高潮が来るのは初めてやと、仕方がないという方々がおられました。それで、町には責任はないし、もちろん自然災害ですから、そういうな部分で泣き寝入りをしている方も多々おられると思うんです。1つには吉野、吉野の排水溝を自衛手段として奥さんが一生懸命手づくりをしてました。そういうな点もあるし、それでいわゆる入部、蒲生地区は、離岸堤とか、消波ブロックとか、嵩上げとかやってもらったんですけど、まだまだ漁港に対して手薄い部分があるので、今後とも再度現地へ出向いて行って聞き取りの調査をしていただきたいと。住みよいまちづくりをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。その辺で、課長、再度調査というのはどうでしょうかね。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 非常にお褒めも多少はあったように思うんですけど、現地調査のほう、確かに順次行けるところから行っております。そして、今ご指摘の漁港エリアの細かい部分についての分が、どうしても費用対効果とか、そういった面でお出してくる面はご指摘のとおりやと考えております。こちらのほう先にやってほしいというのを細かい部分でいろいろお伺いしておりますもので、今後そういった面についてをどういうふうと考えていくかということも検討はしていきます。地元住民の方とも面談も順次やっております。

ただ、そのような中で、これ言いわけがましくなりますが、フラップゲート等を設置させてほしいと言いますと、要するに排水の状態が悪くなってきたと、要するにつけた後クレームを受けておる箇所もございます。私どものほうでも多少苦慮はしておるんですけど、今できる部分で考えておる中で、要するに締め切る状態にしたために、余計水の流れが悪いというふうに、もっとええ方法を考えてえなというふうなご指摘もいただいておりますもので、取り組んでまいるのは現実的に取り組んでまいります。ただ、その要望どおりになっていくかどうかというのにつきましては、そういう諸問題も生じておりますもので、またいろんなご意見がありましたら私どものほうへ直接話していただくように町議のほうからもお伝え願えたらと考えております。

議長（秋長正幸君） 15番浜口議員。

15番（浜口 勇君） 私は、内海病院の医師確保につきましてお尋ねをいたします。

全国各地で医師不足のため病院を閉鎖したり、あるいは入院病棟を閉鎖し、外来だけに対応するという報道を最近聞きます。内海病院では、8年前には常勤医師は25名いまし

た。最近では、医師不足のためワンフロアをほとんどあけておかねばならない状態を生じていました。しかし、病院関係者のご努力で、ワンフロアをあけずに、入院患者を受け入れる状態に戻っております。

今、内海病院の常勤医師は14名の状態だと聞いております。町民も高齢化していく中で、内海病院の充実を住民が最も願っているところであります。もし、私たちの身体に異常が生じましたら、まず頭に浮かぶのは内海病院であります。内海病院の医師確保のための今後の処方せんを示して、町民を安心させてほしいと願っております。町長のお考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 浜口議員のご質問にお答えいたします。

内海病院の充実、内海病院の医師確保は町長として取り組むべき最重要課題の一つだと考えております。

内海病院の常勤医師の数が25名から現在14名になっているということですが、その背景は、議員もご指摘になったように全国的な医師不足、中でも研修制度が改正されたことによって、地方の大学病院から医師が都会に流れ、その結果、香川大学とか岡山大学において医師不足になり、岡山県内や香川県内になる医師は病院に戻され、その波及効果で内海病院など地方の病院から医師がいなくなったと、あるいは女性医師がふえたことで、医師の絶対数が不足している、あるいは医療が専門化して、これまでのような医師では対応できないぐらいの医師が必要になっている、いろんな要因がありますけれども、内海病院に責任がある要因もあるのではないかと考えております。

そういった観点から、内海病院魅力プロジェクトというのをつくって、住民のみならず、来られるお医者さんにとっても魅力ある内海病院にしなければいけないということで、今現在どうしたらそれが実現するかということで検討を進めているところであります。

それはそれとして、お医者さんを確保しなければいけないということで、久保院長ともども、これまで栃木県にある自治医科大学に参りまして、学長、それから附属病院の院長先生、大学の教授の先生方、関連病院の院長先生、それから香川大学では医学部の学部長、それから附属病院の院長先生、内科などの教授、それから香川県については県知事さん、部長さん、課長さん、それぞれ会って、医師の派遣の要請をしまいいりました。それから、小豆島出身で医者をしてられている方にも何人かお会いして、内海病院に帰ってほしいというような要請をしてきているところでありますが、現実にはなかなか今のところ医師

の確保にめどはついておりません。幸い、眼科医だけは非常勤で来ていただいとんですが、根本的な処方せんはまだできていないところであります。

そういう中で、自治医科大学の先生とか香川大学の先生、真鍋知事からも言われましたけれども、小豆島全体で公立病院をどうするかという議論に結論を出さないと、なかなかこれから継続して医師の派遣は難しいということを異口同音に皆さん言われているところでございます。小豆島にいい病院をつかって、そこにいい医者が集中的に集まるというような処方せんを示して、改善をしていくということが必要ではないかと思っています。

いずれにしても、継続して医師の確保というのは、病院の機能をどうするかということとか、病院として何をめざすかということをはっきりとすることとか、あるいは若い人にとってその病院に行くスキルアップができるとか、地域医療を学べるとか、住民といろんな交流ができるとか、将来のステップアップにつながるという、そういう病院にする必要があるわけでありまして、そういう病院にするにはどうしたらいいかということで、今一生懸命検討をしているところでございます。もう少し時間をいただきたいと思いますが、内海病院がいい病院になるということは、先ほどの安井議員の質問にもありましたように、小豆島の魅力を高めて、小豆島に移住してみようかという一つの契機にもなりますので、この問題には全力で頑張りたいと思っています。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

6番（森 崇君） 私からは、3つを質問したいと思います。

最初に、トウゴウサンと呼ばれた納税、今はどうなっているか知りたいと思います。

大店法の規制緩和で、谷ごとの店はほとんど閉まっております。繁栄を誇った商店街もシャッター通りと呼ばれて久しいと思います。店主の人が労働者になっている、そうせざるを得ないのが実態だと思います。企業の発展や商店の発展は、地域にとって非常に重要であり、中心地区から離れた方は買い物もできなくなっています。

地方分権と言われますけど、小豆島のように谷ごとに自治会が組織されていることを考えると、そこで買い物をできるようにしないと、バス便も減って、いずれ住めなくなると思います。納税は、昔トウゴウサンと呼ばれていましたが、今どうなっているのか知りたいと思います。また、その実態から、町はどう抜け出そうとしているのかを知りたいと思います。

地元店主の活躍は、自治会や自治消防団、また町のイベントでも必要不可欠だと思います。私はそれを商店の多面的機能と思って、以前にも質問しました。物は確かにちょっと

高いと思う。しかし、いろんな活躍をしておられると思います。

町は、私たちの生活、買い物などはどうあるべきと考えておられるのか。口では重要と言われますけど、町の広報に記載している「お買い物は地元商店で」という欄は、長年余りにも小さいものでした。買い物に土庄に出向いている実態もあります。これが悪いとは私は申しません。しかし、町民に町の考え方を知らせ、協力を求めるなど、呼びかけこそ重要ではないかと思います。お金がもっと地元を回るシステムが必要だと思います。

2番目に、企業の発展と住民生活安定の両立についてお伺いします。

大変な不況だけに観光の発展はもとより、今ある企業の発展を補助する条例が必要になっていると思います。例えば、そうめんづくりなど頑張っって朝早くから操業すれば、近所の生活は騒音で悩まされます。きれいな水も生産に使われると汚れたり、悪臭を出したりします。国や県の法律や制度が大変厳しくなっていますけど、小豆島町の発展を考えると、このままではいけないと思います。町は、こうした騒音や悪臭を出さないために、一定の補助制度をつくり、生活者と企業家がトラブルに巻き込まれたり、にらみ合ったりしないようすべきと考えます。

9月3日のNHK松山でも「揺れる風力発電」として伊方町の風力発電、低周波100ヘルツ以下だそうですが、夜も寝られないことや、ドイツのフライブルグ市のことも報道されていました。先日のこのテレビでも、高いエネルギー効率、一方で音に苦痛、環境省が低周波音の人への影響を今年度から調査をするそうでございます。

こうした物の生産と生活安定にかかわることは、個人の問題で終わらせては発展は望めないと考えます。生産者と生活者は対立でなく、両立すべきであると思います。ここに行政の役割があると思います。

行政の補助は、金額が問題じゃなく、取り組む姿勢であり、協力を求めるべきだと考えます。企業はもっと物をつくり、住民は静かな自然の中で生活するという、前坂下町長が言っておられた、住んでよい地域にすべきです。何事も仕方ないで済ますことは思考停止であり、町民との話し合いを避けていては、課題としていつまでも残ると思います。町の発展のために、騒音を出さない施設づくりや、溝にきれいな水を流す施設づくりを模索している企業に補助する条例が必要だと思います。オリーブの生産を支援するのと同じ考えで対処するべきだと思います。

3つ目に、広島県の瀬戸内・海の道構想との協調についてでございます。

9月5日、山陽新聞に広島県、瀬戸内・海の道構想が大きく記載されていました。観光振興が目的であります。ことし1月に海の道プロジェクトチームを設置し、4月には有

識者による策定委員会も発足され、年内に構想をまとめるとしています。昨年11月に就任された湯崎知事の公約でもあり、岡山県、愛媛県の協力を要請しているようです。香川で今開かれている瀬戸内海国際芸術祭にも関心を寄せていると書かれています。小豆島から航路も道路・瀬戸内海島サミットと呼びかけを行い、お互いに協調して瀬戸内海の発展を目指していけばよいと思います。こうした政策を公約にしている背景には、高齢化や産業の停滞など共通の課題があるとも書かれており、県境を越えた瀬戸内海問題であります。共通課題に直面しております。

また、環境省が瀬戸内海の問題のあり方を考え、検討していますが、国の基本方針に反映する方針です。漁業生産量の低迷問題も指摘されていますが、瀬戸内海の豊かさを求めており、私たちの動きと矛盾するものではないと思われます。瀬戸内海問題は、今行動を起こすときであり、あらゆる面でチャンスであります。この問題は、町民の理解や協力も得られると思います。町の考え方、構想をお聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 森議員のご質問にお答えします。3点質問がありますが、まず1点目の商店の活性化の問題ですけれども、地元の商店、企業が商売以外にいろんな機能を持っている、そういうことはご指摘のとおりだと思います。この間の山火事でも何人かの商店の経営者の方が火事の現場に来られまして、地元の産業、企業、また企業からも大勢の方がボランティアの消防団員として参加されておりました、地元の企業、商店が大事だということは改めて感じました。

また、これから高齢化の問題などで、地元の商店が担う役割というのは大変大きい部分ではないかと思っています。地元でぜひ買い物をして、地元の商店が元気になって、お金が小豆島町の中で循環するようなことによって、経済のパイが大きくなる、そして税収がふえれば、いろんな新しい施策もできるようになると、全くご指摘のとおりだと思います。町はかけ声だけでというのも、あるいはそうではないかと思っています。

いろんな地元の商品券、なかよしお買物券というのを地元の商業協同組合が発券されておりますけれども、例えばそういうものをいろんなイベントの記念品に使うだとか、あるいは講演会の謝礼に使うだとか、積極的に活用したいと思います。

それから、ご指摘のあった広報での取り上げ方が余りにも小さいということでした。これについては工夫をして、お買い物は地元商店でということ一度きちんと特集を組むなりしていきたいと思っています。

トウゴウサンと呼ばれた納税が今どうなっているかについては、必ずしも実態がどうな

っているか把握しておりませんが、サラリーマンは全部把握されて、自営業者は5割で、農業従事者が3割しか収入は把握されていないという話だったと思いますけれども、職業のいかんを問わず、税金の把握、納税は公平でなければいけないということだろうと思っております。正確なところは、私自身は把握しておりません。何かの機会に土庄の税務署長に会ったときに聞いてみたいと思っております。またそれについてはご報告申し上げます。

2点目の企業の発展と住民生活、環境保全の問題です。

私、この問題、実は環境省で長い間環境行政に携わってまいりましたので、私自身長い間悩んできたテーマでございます。1つ例を申し上げますと、今はもう香川県が条例を改正をしまして、排水規制、今までたしか1日50トン当たりの規制だったものを、うどん屋さんの排水規制をするという趣旨から10トン以上の事業所が今回排水規制の対象になることになっておりますけれども、その結果、小豆島町にある小さな佃煮屋さんなどが規制対象になって、現在、排水規制の処理施設をつくるために大変苦労されている、数千万円の投資が要するという事で苦労されていることを知っております。

そもそも、この条例は、私の知識では、うどん屋さんの排水規制という趣旨で始まったもので、そういう趣旨からすると、50トン規制を10トン規制にする合理性はないと思っておりますので、県に対してこういう合理性のない規制については適用を延期するなどの措置が必要だということを申し入れをしていきたいと思っております。排水規制50トンから10トン規制することについては合理性はありませんけれども、きれいな水を出して、瀬戸内海や内海湾の水をきれいにする、あるいは池田湾の水をきれいにすることは当然のことであるので、環境対策はこれからも続けていく必要があると思っております。

その結果、いろんな事業所の方が投資をしなければいけないわけでありまして、本来、公害防止に係る経費は企業が負担すべきものでありますけれども、小豆島町のように小さな食品産業など、食品産業というのはいろんな悪臭とか排水で、あるいは騒音でほかの産業以上に公害が出やすい職種であります。そういう小さな食品産業が成り立たないと住民生活は成り立たない、小豆島の経済が成り立たないという部分がありますので、ほかの地域とは違う特性があると思いますので、行政が公害対策の支援をするということは、ほかの地域以上にあると私は考えておりますので、ご提案のようなものが実現するかどうかについては事務方に検討をさせたいと思います。

それから、3点目の瀬戸内海の活性化とか、海の道、航路も道路というような呼びかけをすべきではないかという森議員の提案については、もう全く賛成、前回も申し上げまし

たが、全く賛成でありますし、山陽新聞の記事も森議員から教えていただきまして、私読みましたけれども、湯崎広島県知事の考えには全く同感でございます。

前の議会でも申し上げましたが、来月の7日から8日、土庄町と一緒に瀬戸内海沿岸の、たしか57の自治体の首長さんに集まって意見交換をしようということでお手紙を差し上げたところ、16の自治体から意見交換会に参加したいという返事がありました。つまり全部で18の自治体の半分が、たしか首長さん、それから東は神戸市から西は別府市まで、瀬戸内海沿岸のすべての県、島嶼部、江田島なんかも入っておりますけれども、すべての自治体から少なくとも一つの自治体に参加をしてもらいまして、瀬戸内海のこれからのあり方についての意見交換会をこの小豆島で行うことになっております。

意見交換会には、新任の浜田香川県知事にも来ていただいて、浜田知事の決意なり、抱負をみんなの前で語っていただきたいと思っているところでございます。

この意見交換会の予算については、後ほどご説明をする補正予算にも予算を計上しておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。この意見交換会にぜひ議員の皆さんにもご参加をいただけることを申し添えます。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 最初のトウゴウサンの関係ですけど、これ町だけに私は物を言ってるつもりはありません。自分たちの消費が、確かにスーパーなんか安いんですね、物が。安いのはいいですけど、そうやってしまうと、田舎いうんか、遠いところからみんな店が閉まっているのが現実だというふうに思います。私も、今言われました商業協同組合に声かけて、3回ほど交流会をしました。それは、商店のためじゃなくて、消費者の僕らが最後に困るんですわ、店が皆なくなったらということで、理解してもらってますんで、そういった意味で地域で物が流れる、お金が流れると、自分の収入が流れるという決意をもう一回聞きたいと思っております。これ町の財政的なことを考えても必要ではないかというふうに思います。

2番目の同じところに住んでいて、随分相談があったんです、佃煮関係の倉庫がやかましいとか、そうめん屋さんの乾かすものがやかましいとか、いろいろ言われとんです。だけど、考えたら、同じ町民なのに対立してしまうということについては避けたい、今町長の決意でわかったんですけど、そういうことを思うと、やっぱりそういうことをやっていかにかいかん、やらないとこの小豆島には住めなくなるというふうに思っています。1つだけ、最初の商店に対する決意ですね、もっと呼びかけを強めるという答弁でいいですけど、お願いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 森議員がおっしゃったように、地元の商店街で買い物をして、地元の商店街が繁栄をして、そして税金を納めていただくという、そしてその商店街が残ると、その商店の皆さんがいろんな地域活動をできるということは、おっしゃるとおりで、まことに重要なことでありまして、小豆島の発展の上で、地元の商店街が生き残り、さらに稼ぎをちゃんとしていただくということは、何よりも増して本当に基本中の基本でありますので、先ほど申し上げましたいろんな機会で私自身も申し上げたいと思いますし、広報などを通じてもきちんと呼びかけて、地元で買い物をしていただける、これは私自身もですが、町民の皆さんも本当に地元で買わないと、地元の町の財政が成り立たなくて、島全体が沈没するくらい深刻な問題であるという危機感は私も持っておりますので、全力で頑張りたいと思います。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 1つだけ。最後の瀬戸内海の問題ですけど、先ほど10月7日、8とやられて、議員も傍聴させてもらいたいと思ってたんです。だけど、10年ぐらい前からジェットラインが廃止されたときから、町民の意識は物すごく高いと思うんです。ですから、できればそういうことにかかわったり心配したりしとる人の傍聴も許してほしいと思いますけど、それについてはどうでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 会場はサン・オリーブの隣のホールでするので、制約はあるんですが、公開でやっていきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開をこちらの時計で10時43分からと、10分休憩させていただきます。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時43分

議長（秋長正幸君） 再開いたします。

議長（秋長正幸君） 14番中村勝利議員。

14番（中村勝利君） 私は、3点質問をいたします。

1点目は、学校統合ですけども、今小豆島町は少子化が急速に進み、生徒数が減少する中、学校統合は避けて通れない問題であります。このたび、町長から諮問を受けた小豆島町学校再編整備検討委員会では、数回にわたり各部会において協議、検討をし、その結果

の取りまとめを行い、町長に答申をいたしました。教育委員会は、答申を踏まえ、学校施設適正配置基本方針を策定し、今各地で説明会を行っております。

6月議会の一般質問において、村上議員より中学校部会の委員に自治会役員、PTA会長が入っていない、公平性を欠き、民意が反映されていない答申は尊重に値しないので、白紙撤回をすべきだとする質問がありました。

検討委員会の委員には、町民代表である町会議員を初め、保護者代表、学校代表、住民代表が委員になっております。その委員が、生徒にとって何が一番よいかを真剣に考え、協議をし、出した答申を白紙撤回せよということは、委員に対し失礼千万であります。検討委員会が出した答申を町長はどのようにとらえておりますか。

また、このたび池田中学校を守る会より、秋長議長に中学校統合についての要望が参っております。私が議長の時にも要望がありましたが、守る会の代表者との話し合いの中で、生徒の数が減ったときには統合は仕方がないが、なるべく統合を延ばしていただきたいと秋長議長にも同じ要望があったそうです。

教育委員会として、生徒数が何人以下になったときに統合を考えていますか、お伺いします。

2点目は、オリーブ産業について。

前坂下町長は、オリーブ振興に大変力を入れておりました。その結果、栽培面積も多くなり、収穫量も年々ふえており、小豆島のオリーブが観光に、また地場産業に大いに貢献をしております。

そのような中、島外でオリーブ栽培に力を入れる業者がふえてきているとお聞きいたします。規模から考えますと、今のままでは太刀打ちできないのではないのでしょうか。島外業者に勝つために、小豆島産オリーブを小豆島ブランドとして付加価値をつけ、差別化を図る必要があると思います。行政として、これからの小豆島オリーブをどのようにしているのか、お伺いします。

3点目は、地域振興についてであります。

塩田町長は、所信要旨を初め、日ごろからこの島には今私たちが失いつつあり、探し求めている何か、宝物がいっぱいありますと言われております。私も小豆島町には豊かな自然景観や地域のきずなを初め、歴史と伝統に培われてきたひしおの郷や農村歌舞伎、新たにはぐくまれているアートへの取り組みなどさまざまな宝物があると思っています。今後小豆島町の活性化、地域振興を図るためには、この宝物を次なる世代に引き継ぐとともに、より効果的に活用する必要があると思います。町長就任後5カ月が経過しようとしていま

すが、この間、これこそはと町長が思われた島の宝物を今後どのようにして地域振興に生かそうと考えているのか、お伺いします。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 中村議員のご質問にお答えします。

1点目の小豆島町学校再編整備検討委員会が出した答申をどのようにとらえているかという質問でございます。

この答申につきましては、前の坂下町長が平成19年10月に小豆島町学校再編整備検討委員会を設置して、町内小・中学校等の施設整備基本計画、統合等の将来構想の策定に関する事項の諮問を行ったもので、委員会からは平成21年2月に答申が出されております。

この委員会は、ご指摘のとおり町民の代表である町会議員を初め、保護者代表、学校代表、住民代表のほか、学識経験者の方が委員となっており、前坂下町長が適任と考えられた方々を委員として委嘱したものでございます。

この諮問は、少子化によって子供の数が少なくなって、これからも減少が確実である中で学校をどうするか、あるいは学校のほとんどが耐震化に耐えることができないということで、そういう問題にどう対応するかということが背景として議論がされたものであると理解をしております。

その委員会では、現状、将来を踏まえまして、小豆島町のこれからの教育のあり方について、熱心かつ真剣にご検討をいただいた答申だと理解をしておりますので、私も当然のことながら、この答申を重くとらえて尊重したいと考えております。実際の統合の説明に当たっては、町民の方に意見をちゃんとお伺いして、丁寧に進めるべきことは当然のことと考えております。

生徒数と統合の関係につきましては、教育長から教育委員会としての考え方を答弁いたします。

2点目のオリーブについてでありますけど、オリーブにつきましては、前坂下町長の時代に小豆島、すなわちオリーブということで大変な振興が図られたと思います。栽培面積、当初より50ヘクタールふえまして約73ヘクタール、植栽本数にして5万本となっておりまして、最盛期にほぼ近づいた状況になっていると思います。

また、隣の土庄町も含めまして、小豆島全体では約100ヘクタールで約7万本、果実収穫量にして約200トンまでに増加しており、先ほど申し上げました全盛期約130ヘクタールの4分の3、この中に実は県の数字も入っていると思いますので、ほぼその水準になっているのではないかと思います。

推定販売額も年間約60億円と言われておりまして、島の産業としても確立してきていると考えております。

観光面についても、具体的な数値こそありませんけれども、一昨年のオリーブ100年祭などの状況を見ておりますと、オリーブの島ということで小豆島にかなりの方が来られていると考えておりますし、相当の経済効果を生んだと考えております。

しかしながら、九州を初めとして各地でオリーブ栽培の計画が進んでおり、既に収穫を行った地域もございます。先日、私オリーブ公園の経営者とともどもその一つである長崎県の長与町で実際に栽培状況を見ましたし、役場の考え方、実際に植栽をされてる方のご意見も伺ってまいりました。

率直なところ、かなり頑張っておられるんですけども、オリーブアナアキゾウムシの被害がかなり散見されておまして、栽培管理面、技術的な面ではまだまだ小豆島に一日の長があると感じたところがございますが、そのほかに、別の方々もオリーブの植栽に着手されておりますので、これからそういう方々がかなり力を入れてくるのではないかと考えております。

一方、今は小豆島がほとんどオンリーワンの状態なんですけれども、よく見ますと、傾斜地で面積も小さく、かつ植栽されている方は高齢者が中心でして、生産条件として九州などに比べると必ずしも有利とは言えないと思います。このまま何もしないということは、他産地に比べて競争に勝ち残れるとは必ずしも言えないのではないかと考えております。ここ数年のうちに他産地との差別化を図り、小豆島ブランドというものを本当の意味で科学的な根拠も含めて確立しなければ、今の地位を守り通すことは大変難しいと実は思っております。

そういう観点から、来週の火曜日、21日になりますけれども、土庄町長とともに小豆島オリーブトップワンプロジェクトチームを立ち上げることにしております。先ほど来説明しておりますけれども、これまでオリーブと言えば小豆島ということで、オンリーワンという立場にあったわけでありまして、九州の各県、広島県などで栽培が始められておまして、こうした競争相手に負けないために、島を挙げて、1つには歴史あるオリーブ産地を守り育てること、2つ目には小豆島のブランド力を高める、この2つの目標を掲げまして、そのためにはみんなで何をしたらいいかという具体的な行動計画をつくることを目的としたものでございます。

このプロジェクトチームには、土庄町長と私のほかに、県の農業試験場小豆分場の専門家の方、あるいは苗羽にあります発酵食品研究所の研究者、それから農協の関係者、香川

県農協小豆地区営農センター、またNPO法人小豆島オリーブ協会、両町の関係などの専門家に集まっていたきまして、それぞれの立場で役割分担を決め、どうしたらいいかということを考えていこうと思っております。

年内には大きな方向性は出したいと思っておりますので、来週の火曜日にスタートするんですが、できれば浜田知事に出てきていただいとっておりますが、議会の関係があるということで、農林部長に出ていただいと、県も全面的に協力をして小豆島のオリーブ、あるいは香川県のオリーブをこれからトップワンであり続けるための対応をみんなで考えていくことにしておりますので、議員各位におかれましてもご理解とご支援をお願いを申したいと思っております。

3点目の島の宝物を生かした地域振興についてです。

これも中村議員が言っていたとおりでありまして、小豆島には宝物があって、本当にすばらしい、帰ってよかったと思っております。1つには、三都半島、アートを通じて地域再生を行っている三都半島の取り組み、あるいは私の地元である苗羽、馬木地区を中心としたひしおの郷、それから中山の千枚田、もちろん寒霞渓とか山岳の霊場とか、そのほかにも大変すぐれたものがあると思っております、こういうものをどうしたら次世代に引き継ぐことができるか、あるいはそれを通じてどうしたら地域活性化ができるかということを考えているところでありまして、例えば三都半島のアートを通じた地域再生と、ひしおの郷とか中山の取り組み、それぞれ対象も違いますし、手法も多分違うと思っておりますので、それぞれ例えば三都半島の芸術については、すぐれた作品をどう残していくかということとか、キャンパスとして使っていただくときにどういう場所を確保したらいいのかとか、東京芸術大学との関係をどうしたらいいんだろうとか、地域の住民のかかわりをどうしたらいいんだろうとか、あるいはいい作品を残して保存するための財源として、ふるさと納税のようなものをどのようにして活用したらいいんだろうとかいろんなことが考えられまして、そういう個別の課題に応じた対策が必要です。それぞれひしおの郷、三都半島のアート、それぞれに応じて例えば条例のようなものをつくれなかと今事務方に指示をして検討を進めているところでございます。来年の定例会には何らかの形で提案をできるのではないかと考えているところでありますので、ご理解とご支援をお願いをしたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 14番中村議員の質問にお答えいたします。

池田中学校を守る会のほうからは、去る7月15日に町長、議長、教育委員長に対して要

望書が出されております。池田中学校の存続を要望されたものですが、話し合いの中で、生徒の数が減ったときには統合は仕方がないと。けれども、なるべく統合は延ばしていただきたいという内容であったというふうに私のほうは聞いております。

ご質問にあります教育委員会は生徒数が何人以下になったときに統合を考えているかということでございますけれども、教育委員会といたしましては、本町の教育行政のあり方を考え、子供たちによりよい教育環境を確保することを考える立場でございますので、単純に生徒の数からだけ統合の是非を判断するものではございませんが、学校運営面において標準規模を確保し、少人数指導を取り入れていくことが望ましいと、そのような考え方でおります。

そういいながら、一つの目安としては、生徒数が120人以下、言いかえますと普通学級がそれぞれの学年で1学級になった段階になろうかというような考えで、委員会の中では話しております。といいますのも、各学年が1学年になりますと、学校の活力の低下ということの懸念がありますし、先日来説明会等で話ししております教員配置の問題でありますとか、部活動面でのデメリットというようなものは非常に大きくなってくるといけないかというような話が出ております。

そこで、普通学級が3学級となっております現在の池田中学校については、統合について真剣に考えていかなければならない時期が既に来ていると考えておりまして、小豆島町の将来を考えますと、中学校が1校になっているということは、皆さん想像できることでありますので、いつ統合するかという統合時期の問題が非常に大事でないかというふうに考えております。

現在、教育委員会では小豆島町立学校等施設適正配置実施計画を策定するために、保護者、地域の皆様に基本方針の説明会を実施しておりまして、多くの方々からの意見をお聞きいたしております。この後十分な協議を行って、実施計画を取りまとめたいと考えておりますので、皆様方にもよろしく願いたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 14番中村議員。

14番（中村勝利君） 学校統合ですけれども、これは生徒数が減って、学校の運営、また教育環境の問題から統合はやむを得ないというような感じがしておりますけれども、何年先には子供の数が何人になるから、これ統合はやむを得ないというようなやっぱり計画を町民には示さなければならないと思っております。

それと、今県のほうでは高校の統合の話が出ております。土庄高校と小豆島高校を1つにして、新設校として新しく建築するというような計画だと思っておりますけれども、この高校

の統合が中学校、小学校の統合に大いにかかわってくるのではないかと考えております。それと、庁舎の問題もありますし、一つ一つ考えずに、やはり全部をまとめてこれからの小豆島町の青写真をかいていかなければならないと考えておりますけども、その辺は町長、どういう考えをしておりますか。

それから、地域振興でありますけども、今いろいろなところでやられておりますけども、ひしおの郷は小豆島町の商工会が主体になってやっておりますし、農村歌舞伎、千枚田、それから三都半島のアートについては、地元の住民が主体となって力を入れてやっております。そういうことで、地元に対し町としては全面的なバックアップが必要だと思えます。

それから、寒霞渓については、今内海ダムが着々と進んでおりますけども、ダムの反対派からは自然破壊とか、寒霞渓の景観が損なわれてるといようなことを言われておりますけども、私は新内海ダムは、寒霞渓の景観に十分取り入れて、人工的な湖として大いに観光には役立つと考えておりますけども、その辺、町長はどういう考えをしておりますか、お伺いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） まず、1点目の学校の統合問題ですが、新しい高校ができるということと中学校、小学校の関係は、やっぱり関係してると思います。高校については、何かの機会にお話ししたと思いますが、どういう高校をつくるかということは、今県の教育委員会で関係の方が集まって議論されておりますが、一言で言えば高松に行かなくても地元の高校で希望の大学に行け、あるいはスポーツの活動ができる、そういう高校をつくるということだろうと思います。高松に行かないでいい高校をどこにつくるかという問題で、おのずから候補箇所も決まってくると、土庄の子も内海の子も高松に行かない場所で立地するということが当然論理的になるだろうと考えています。そして多分、新しい知事さんがどう決断されるかですけれども、新しい年度になれば、そう遠くない時期に高校の場所は多分決まっていくだろうと思います。そういうことを前提にして、中学校のことも考えていくというのは、おのずから必要になると思っています。

中学校については、やっぱり切磋琢磨が必要ですので、現在の池田中学校の生徒数は、皆さん本当に頑張ってるんですけども、一般論として言えば、切磋琢磨するには数として足りないということで、新しい高校がどこにできるかということも踏まえながら、できるだけ早い時期に中学校の統合問題は解決すべきだと思っています。

小学校については、やはり小学校は地域に密着しておりますし、中学校、高校とはおの

ずから違うと思ってまして、これも一定の数を割ると小学校としての機能を果たせなくなります。私自身は、これ教育委員会と考え方が違うかもしれませんが、100名ぐらいの規模を割ると小学校としての維持が難しいのではないかと、私は個人的には思っていますが、専門的な根拠があるわけではありません。小学校については、中学校以上に地元との関係が深いので、丁寧に時間をかけてじっくりと話し合いながら進めるべきものと思っています。

それから、庁舎の問題もございましたが、庁舎の問題だけじゃなくて、先ほど来質問がある内海病院をどうするか、公立病院をどうするかという問題も避けて通れない問題になってますので、教育、医療、福祉もそうですが、観光もそうですが、やはり島全体を一つとしてとらえないと、すべての問題が解決できないという段階にもう既になっていますし、それはもうほとんど時間の余裕がないと私自身は認識をしております。

それから、地域振興のお話ですが、ご指摘のとおり三都半島の取り組みと、ひしおの郷の取り組みと、中山の取り組み、それぞれ違いますので、それぞれ違った対応、例えば条例をつくるにしても、それぞれその状況に合った条例が必要だと思っています。寒霞渓については、基本的には自然公園法ですか、法律に基づいて寒霞渓については景観の保全をなされてますから、条例の対象じゃなくて、法律で寒霞渓の景観をどう守るかというのが現実的な話だと思っています。

ご指摘の新しいダムができれば、多分新しい観光の魅力スポットになるのではないかと私自身は考えています。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

11番（村上久美君） 私は、住民の切実な願いということで、今回は3点執行部に伺います。

まず、第1点は子供の虐待を防ぐ積極的な施策を行っていただきたいという点についてです。

毎日のように子供の虐待事件がマスコミ報道されています。保護者からの虐待を受けて子供が亡くなる、そういう悲惨な事件が後を絶ちません。児童虐待防止全国ネットワークの吉田恒雄理事長は、子供虐待は特別な家庭だけで起きることではなく、どの家庭でも起こり得ることで、孤立した育児、子育ての悩みを相談する相手がいない、貧困、定職につけない、低賃金など経済的問題があると指摘しています。

全国の児童相談所が受けた児童虐待の相談件数は、4万4,000件余り、虐待相談は10年

で4倍にもふえ、香川県内においても同様の4倍になっていて、人員不足は深刻になっている状況だそうです。虐待相談を受ける専門の児童福祉司は、全国で2,400人ほどで、香川県では現在17人の配置となっているそうです。小豆郡では、児童福祉司は配置されていません。小豆島町内の虐待などの相談は、住民福祉課や県小豆総合事務所の保健福祉課などでの対応がされていると伺っています。現在、町が実施している乳幼児健診や、こんには赤ちゃん事業の機会を利用して相談もできますが、保育所などにおいての児童福祉司を配置して育児相談を定期的に行うなど、子供の虐待を未然に防ぐ積極的な対策が必要ではないでしょうか、伺います。

また、質、量ともに仕事があふえており、国や県に対して、児童福祉司1人の配置基準の見直しや増員を求める必要があると思いますが、いかがでしょうか、伺います。

第2点です。小豆島町景観まちづくり条例を制定してはという質問をいたします。

小豆島町の自然的、歴史的景観を活用した美しい町並みの景観を形成していくため、区域指定、拠点、軸の考えをもとに、景観づくりを推進していく条例の制定を求めるものです。

小豆島町内においては、蛸の里や農村歌舞伎、千枚田などの中山地域、棧敷、城山城跡など、浜条を基点とした三都半島、醤油蔵などの馬木、苗羽、そして田浦半島、寒霞渓などを区域指定とし、潤いある緑の空間形成、寺社や城跡などの歴史的遺産など、緑、町、歴史、文化的景観拠点をづくり、町並みの景観形成、景観軸の形成、協働による景観まちづくりを内容として景観づくりを推進していく条例を提案したいと思います。これによって、町の観光発展と町や地域の活性化につながるとは思います、いかがお考えか、伺います。

第3点目、有害鳥獣対策の継続実施と増額措置をとということで伺います。

有害鳥獣による農作物への被害は、経済損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく後退させ、中山間地域などにおける集落維持にも大きく影響を及ぼす深刻な事態となっています。

平成20年2月に国による鳥獣被害防止の特別措置法が施行され、市町村への交付金制度が創設されました。しかし、最終年度に当たる今年度の交付金予算は、前年度より減少し、交付内示額と要望額に、大きな隔たりがある状況にあります。

水源の涵養や環境保全などの公益的機能を有する中山間地域の維持、振興を図ることや、安心して農林業などが継続できる環境整備は極めて重要であります。そのためにも、引き続き、国、県、町が一丸となって実効ある有害鳥獣対策を講じる必要があります。

国、県に対して、継続実施と予算増額を求めるお考えはありますか。

また、財務省の事業仕分けによって事業終結や予算減額になった場合には、町単独での事業継続や予算措置を実施する考えはあるでしょうか、その点について伺います。以上、よろしく答弁お願いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 村上議員のご質問に答えます。

まず、1点目の小豆島町の子供虐待についての考え方について答弁をしたいと思いません。

児童虐待問題は、全国的にも深刻な問題でありまして、私自身、厚生労働省の職員として担当したことはございませんが、このテーマは一貫して関心を持ち続けておりましたし、町長となって以降も、このテーマについては実は深い関心を持ってきております。

小豆島町でも児童虐待の事例はふえていまして、平成18年度6件でありましたけれども、平成21年度が24件、今年度は9月1日現在で既に25件になっております。

小豆島町では、住民福祉課の保健師が担当しておりまして、一生懸命対応しておりますが、大変深刻な事例が幾つかあります。当然のことながら、担当の保健師だけでは対応できないという問題でありますので、いろんなネットワークをつくっております。一つは小豆島町虐待防止等ネットワーク協議会というのが設けられておりまして、高松法務局とか、高松にある児童相談所のスタッフ、あるいは小豆総合の事務所のスタッフなどに集まっていただいて相談をしております。個別ケースごとには、さらに担当者ごとで集まって、いろんなネットワークを通じて対応をしているところでありますが、非常に深刻なケースがあって、対応にはなかなか苦勞をしているという話を伺っています。何とか体制の強化を構築したいと思っているところでございます。

児童虐待については、かなり専門的な知識が要するというのは事実でありまして、県には児童福祉法に基づいて児童相談所が2カ所設置されておりまして、そのうちの一つが小豆島地域を担当しているわけですが、そこには17名の児童福祉司が配置されており、そのうちの1名が小豆島担当ということでございます。

先ほどの住民福祉課の保健師が相談を受けたときも対応できないときは、当然この児童相談所の児童福祉司にも来ていただいて、相談しながら対応をしているということでもありますけれども、私自身も県の担当の児童福祉司が1名というのは、体制として非常に脆弱であると思っておりますので、県に対して増員について要望していきたいと考えております。

保育所についても、やっぱり保育士さん自身が、その児童虐待の知識を身につけるとい

うことが大事だと思いますし、安井議員の質問にあったように、保育所の体制整備ということも、児童虐待を防いだり、解決の上で必要なことではないかと思っています。児童福祉司で対応するというよりかは、保育所の保育士さんによって対応するということが、よりいいのではないかと思います。

いずれにしても、児童虐待問題は、大変、少子・高齢化の中で子供を健やかに育てる意味で、重要な課題と認識をしております。

2番目の景観まちづくり条例のことですが、これは中村議員の質問と趣旨としては同じだと思っています。三都半島、寒霞渓、田浦、中山、馬木・苗羽の醤油蔵、八十八箇所、すべて素晴らしいと思います。そういった景観を、ぜひ必ず残さなければいけないと思っていますが、単に景観を残すということだけで事が解決する問題ではありません。中山でいえば、千枚田が農業として維持されることが必要ですし、ため池の管理から、草抜きから、がけの管理から、そういうものをどうしていくかということが必要になりますし、農村歌舞伎についていえば、その担い手をどうするか、今、中村議員がご指摘になったように地元の方々がやっている。その方々が農業として生計が成り立っているからこそ、そういうものが維持され、また千枚田の景観が維持されてる問題だと思います。

それから、馬木・苗羽の醬の郷であれば、産業として醤油産業が維持されているからこそ、その景観が残されているのであって、その景観を守るためには醤油産業をどう活性化するか、そのためには景観の維持ということも必要ですが、研究開発をどう常置するかとか、あるいは販路をどう開発するかとか、小豆島のブランドをどう高めるかといったことが必要になります。

三都半島についていえば、芸大との関係をどうするかとか、素晴らしい芸術作品は知的価値の高いものでありますから、そういうものをどういう契約を結んで、どう保管していくとか、それぞれ対応する手法が全然違いますので、一律の国の制度に基づく景観条例よりかは、小豆島独自、小豆島のそれぞれの個性に合った条例を1つずつ丁寧にみんなで議論しながら、みんなと相談しながらつくり上げていくことのほうが、私は好ましいと思っていますので、ぜひご理解をしていただきたいと思います。

3点目の有害鳥獣対策については、非常に深刻な問題だと思いますので、当然継続実施をしなければいけないと思っています。

現在は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して、小豆島町鳥獣害防止対策協議会を立ち上げて、猿、シカ、イノシシ、カワウ、タヌキ、ヌートリアを対象にして個体数の調整、資材整備、捕獲の担い手育成、被害対策講習会、追い払い等に取り組んでいる

わけでございます。

これまでの3年間で、新規に狩猟免許を取得した方が25名、それから3年間で先月までにシカを288頭、イノシシを20頭、猿を60頭、カワウ88羽、ヌートリア11頭を捕獲しているところでございます。

村上議員のご指摘のとおりで、国の予算は減額になったことはまことに残念ですし、あるいは特措法に基づく事業も終了になるということですので、四国の4県町村長大会を通じて、国に事業の存続を強く要望することにしていきます。

また、知事に対しても、香川県町村会を通じて、事業存続を国に強く働きかけるよう要望しております。また、いろんな機会を通じて、担当課からは、中四国農政局にも事業存続、あるいは交付決定を早くしてほしいなどのことの要望をしているところでございます。

農林水産省では、23年度予算概算要求として、これまでの交付金事業に加えて、鳥獣緊急総合対策事業費を100億円規模で概算要求していると承知しております。いろんな国でも財政制約の問題があるんですけども、23年度予算編成の中で、まあ、このこういう事業は存続するのではないかと期待をしています。

鳥獣対策は、農業振興上重要なテーマでありますので、仮に交付金事業が廃止になったとしても、町独自でこの事業は続けていく必要があると考えています。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） まず、第1点の子供の虐待の施策についてですが、先ほど町長が答弁されました、小豆郡内においても、県のレベルで17人のうち1人が小豆島を担当しているというふうな状況を言われましたが、なおやっぱり郡内での児童福祉司の配置を含めて、この配置の基準の問題がありますが、これに関しても、国に対してはその見直しとか、全体的な専門職を増員していくという、そういうふうなことを求めていくお考えも含まれているのか、お考えあるのか、その点について、ちょっと再度、はっきり答弁をいただきたいというふうに思います。

それと、2番目の小豆島町の景観まちづくり条例。

この小豆島町の総合計画基本構想、オーリーブライフ小豆島、この中にもさまざまな分野のまちづくりということで、分野別で明らかにしておりますが、その中にも景観の問題についてもうたわれておるんですが、やはり中身として具体的に、施策を執行していくという点においては、やはり中身としては、もう少し具体的な施策を踏み込んでやっていく必

要があるというふうに思います。その点については、今回補正予算で協働のまちづくり支援事業ということで、補助金がね、出されました。これも数者の事業というか、団体が申請をされたというふうに伺っております。

そういう中で、例えば浜条の城山保存会というところが申請されていると思うんですけど、城山の昔のお城があった城跡ですね、そういうふうなところとか、前からの桜がたくさん植わってて、それに対する植樹とかいうふうなことも、もみじを植樹するとかいうふうなこともやってきているそうです。

また、国民宿舎とのエリアに直結しているという状況もある中で、今回の協働のまちづくり支援事業を受けてやるにしても、今後の継続をやっていく上においても、やはりこの景観条例っていうのは必要ではないかというふうな要望も出されておまして、景観整備するためにも必要な樹木の枝切りをしなければならないというふうなことで、なかなかそこまでできないと、地権者の関係で難しいという側面もあるというふうに聞いておりますので、そういうふうなことも含めて条例文をつくっていく、その中身も入れていくというふうなことの要望も聞いておりますので、今回の質問をさせていただきました。

平成16年、景観法制定がされているというふうに認識してはるんですが、平成18年10月1日の市町村の1,817自治体では、既に景観まちづくり条例というものは、432の条例が制定されたというふうに認識しております。小豆島の観光とか、そういうそれぞれの地域の自立した自発的な地域づくりをしていくためにも、やはり今回の町単独で出された協働のまちづくり支援事業の補助金に対しても、これが地域の中で皆さんが申請を出して、それが継続できるようなためにも、この景観まちづくり条例というものが必要ではないかというふうに思いますので、その点について、先ほど町長は、これ議論をしていくというふうなことも言われたと思うんですが、もう少し踏み込んだ形を、ちょっと考え方を伺いたいというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 1点目の児童福祉司の話については、機会があれば、国に対してもちゃんと趣旨を含めてお話ししたいと思っておりますが、1点申し上げておきたいのは、児童福祉司であれば児童虐待に対応できるかのような議論になってますが、私は厚生労働省の経験からして、保健師さんこそ、児童虐待には専門家として、児童福祉司以上に対応できる、専門性を持っていると思っております。現実には、我が町の保健師は、活動ぶりを見て、児童福祉司に負けてないと思っております。児童福祉司をふやすことも当然必要なんですけど、既存の保健師たち、あるいは保育士の人たちの力を生かすというのが、現実的な

対応として、より重要ではないかと思っています。当然のことながら、県に対して児童福祉司の増員を要請をいたしますが、県頼みではなくて、町としてきちんとやれる体制、基礎づくりをしたいと思っております。

景観の条例については、何度も繰り返し繰り返し申し上げておりますので、具体的な条例を来年の本議会に提案しますので、その際に十分ご議論いただけるかと思えます。

それから、城山について、私も歩いたことがありまして、国民宿舎との関係で、何とかならないものかという視点で見えています。桜並木もすばらしいですが、一つ、ご指摘がありませんでしたが、野鳥のさえずりですね、そういった観点も含めて、もっと多角的に城山地区をどうするかという観点を考えるべきだと私は思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷真由美議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は4点について質問をさせていただきます。

まず第1点は、内海病院に医療メディエーターをとということです。

今、魅力ある内海病院になるための方策を検討するとして、内海病院魅力プロジェクトチームが発足して4カ月たちますが、現在の進行状況はどうでしょうか。特にテーマの一つ、住民の理解と協力についてどのような取り組みが検討されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

今、全国でキレル患者、キレル医師、また医療事故等医療訴訟が多くなっていると言われております。そのような中、医療の苦情や事故後の初期対応の際に、患者側と医療者側の対話の橋渡しをする役割である医療メディエーターが注目を浴びるようになりました。本町でも、町民から病院や職員に対して、通院していたのに病気がわからなかったとか、納得のいく説明が受けられないなど、さまざまな要望や不満、疑問の声が多く出されています。また、医療者側にも、患者や家族に理解を求めたいという思いがあると思います。それらの解消のために、内海病院で医療メディエーターを養成してはどうでしょうか。

医療メディエーターとは、医療事故が発生した場合や患者と医療者間で意見の食い違いなどが起こった場合、双方の意見を聞いて話し合いの場を設定するなどして問題解決に導く仲介役のことで、その役割は単なる紛争解決や補償回避ではなく、事故などをめぐって壊れそうになった患者と医療者間の対話を通じて、関係を再構築していくことにあります。病院にとっても住民にとっても必要な役割だと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、国保税滞納者の資格証明書の発行をやめてくださいということです。

国保は、国民の約4割が加入する公的医療保険ですが、国保税が高いことから、滞納者

がふえています。そして、滞納した人への脅迫まがいの督促が各地で問題になっています。

本町でも、滞納者がふえ、資格証明書が37世帯、短期保険証が51世帯に発行されていますが、その徴収や交付が機械的に行われていることはないのでしょうか。実態がどうなっているのか、まずお尋ねをいたします。

町が用意している国保のパンフレット、こういうパンフレットをいただきました。これは町がつくっているのではなくて、既製品を買っているようですが、この中には、国保とは、私たちが病気やけがをしたとき、安心してお医者さんにかかれるように、ふだんからお金（保険料）を出し合い、お互いに助け合っていこうという制度ですと書いてあります。しかし、現行国保法は、第1条で、国保を社会保障及び国民保健のための制度と規定しており、助け合い（相互扶助）の文言はありません。つまりお金を払ったか払わないかによって療養の給付が制限されるものではなく、生存権を具体化した制度である社会保障として、国民の当然の権利として付与されると解釈できます。

全国では、資格証明書を発行せずに、きめ細かな滞納対策をしている自治体もあります。長妻厚生労働大臣も、払えるのに払わないと証明できた場合以外は、慎重に取り扱うよう自治体にお願いと国会で答弁をしております。本来の国保法の理念を踏まえた滞納者への対応に改善をし、資格証明書の発行をやめて、無保険者をなくすことを求めます。いかがでしょうか。

3番目に、地上デジタル移行で、テレビ難民を出さない取り組みを求めます。

来年7月24日の地上デジタル放送への完全移行まで、あと10カ月余りとなりましたが、住民の準備が期限までに間に合うめどはたっていません。

政府の弱者支援策は、生活保護世帯などNHK受信料全額免除世帯を対象に、アナログテレビに取り付ける地デジ簡易チューナーを無料で支給するというものですが、テレビ本体は自己負担です。テレビが壊れたらチューナーは役に立たず、結局高い地デジテレビに買いかえなくてはなりません。また、高齢者世帯や、所得が生活保護基準を下回りながらも生活保護を受けていない世帯は支援の対象外です。このままでは、低所得者を中心にテレビ難民が生じるおそれがあります。

総務省がことしの1月に打ち出した地デジ総合対策には、高齢者対策として、地方自治体や民生委員などの協力を得ながら、正確な情報が届くよう取り組むとあります。町としても、町内の実態の調査をし、相談や対策に取り組むべきではないでしょうか。

また、国に対し実態を示して、対策の拡大と、地デジ移行時期の延期を求めるべきだと

と思いますが、いかがでしょうか。

最後、ゲートキーパー研修の実施をということです。

全国の自殺者数は、1998年以来、13年連続で年間3万人を超えています。また、自殺未遂者は自殺者の10倍、さらに一人の自殺によって心理的に強い影響を受ける人は、その人の周りに少なくとも5人はいると言われています。

平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、19年6月には国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱が閣議決定されました。その中で、自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題であると位置づけられ、自殺の予防対策には、社会全体で取り組むことが定められました。

世界自殺予防デーの9月10日から16日は、自殺予防週間でした。自殺予防の取り組みとして、足立区など全国各地で、職員などを対象にしたゲートキーパー研修を行っています。ゲートキーパーとは、地域や医療・保健・福祉、労働、教育など、さまざまな分野における相談支援活動において自殺のサインに気づき、見守り、必要に応じて、関係する専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される人材のことです。本町でも、このゲートキーパー研修を行って、自殺総合対策の重要な柱の一つである自殺対策を担う人材の育成をしていただきたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の内海病院魅力プロジェクトの進捗状況、あるいは内海病院に医療メディエーターをというご質問についてお答えをいたします。

内海病院魅力プロジェクトについては、5月11日に第1回目の会議を持ったわけですが、4つの視点、1つが医療スタッフの確保、2つ目が安定した経営基盤の確立、3番目が福祉との役割分担、連携、4つ目として住民の理解と協力、この4つのテーマを掲げたわけございまして、その後、常勤医師との意見交換はいたしました。プロジェクト自身としては、形式的ですけども、行っておりません。私自身が、久保院長ともども全国各地を歩いて回ったり、あるいは小豆島内の医師会との意見交換をしたり、いろいろな形で、現在これを進めているところでございます。

その中で、住民の理解と協力ということは大変大事なことだと思っておりますので、どこかの機会に意見を聞くようなことはしたいと思っています。

公立病院が再生、医師の確保で成功した事例では、住民自身が立ち上がって無駄な診察をしないようにするとか、お医者自身を激励することによって、小児科医を何人も獲得し

た自治体がございますので、公立病院の再生には住民の理解と協力が不可欠でありますので、何かの機会にはそういう機会を持ちたいと思っております。

また、小豆島町病院運営協議会という場もありますので、そういう場でも、いつか聞きたいと思っております。もちろん私自身、いろんな会合に出ていますが、もう内海病院に対する問題点の指摘、過去の医療過誤の対応のおくれであるとか、これからどうするんだとか、いっぱい日々、課題は毎日のように聞いております。それ以外にも、ご指摘のような公式に意見を聞く場が必要だと思っておりますので、どっかのタイミングでは意見を聞きたいと思っております。

それから、浜口議員のときにお答えしました、あるいは中村議員のときに申し上げましたが、内海病院をどうするかということを考えるときに、土庄病院との関係、小豆島全体として公立病院をどうするかという議論を避けて通ることが、中・長期的にはできませんので、広い意味で島全体の人のご意見を聞くプロセスというのが必要だと思っております。そのこと抜きで、本当の意味で、内海病院を魅力ある病院にすることはよくないと思っております。少し時間がかかるということですが、よろしくご理解をいただきたい。何年かかけて取り組む課題だと思っております。

それから、医療メディエーターについては、患者さんあるいは家族と病院関係者をつなぐ第三者の立場で問題解決、仲介をするという職種でありまして、こういう職種は、よりよい病院にするためには必要なものだと思っておりますが、現時点ではなかなかそこまで、内海病院の体制からして難しいことだと思っております。現時点では、病院長とか、事務長とか、看護師長が前面に出て、患者さんとのいろんな問題について対応をしていると思っておりますので、そういうことを周知することで対応したいと思っておりますが、将来の課題として、第三者的な立場のメディエーターが必要だということについては賛成です。もう少し時間をいただきたいと思っております。

いずれにしても、病院についての要望や不満はいっぱいあると思っておりますので、いろんな形でお知らせをいただきたいと思っておりますし、私のほうからも町民の方をお願いしたこともいっぱいありますので、意見交換はぜひしたいと思っております。

2点目の国保税滞納者への資格証明書についてのご質問についてお答えをいたします。

国保制度は、町民の中の加入者の保険料だけではなくて、国からの補助金などから成り立っていますし、實際上、自治体間の財政調整も行われておりますので、それぞれの自治体が独自の動きをすると国保自体が成り立っていきませんので、基本的なルールに従って、現行の国保制度のもとでは運営をしていくことが必要だと思っております。この資格証

明書の問題についても、かなり議論があるお話であることはよく承知しております。長妻大臣が言われたとおりであろうと、私も思っています。長妻大臣も、この制度をなくすのではなくて、制度の運用について慎重にということ求めた発言だと、そのとおりだと思います。

小豆島町の実際の運営も、その長妻大臣の趣旨に沿って行われているものと私は考えております。個別に相談に応じて、無理、むちゃなことはさすがされていないと思っています。資格証明書が出されるケースというのは、何度連絡しても全く連絡がない方とか、全然こちらに来られない方とか、やむを得ないケースに限って、被保険者資格証明書を発行していると理解しています。この制度自体は、制度の公平な運営、制度を崩壊させないという意味で、基本的なルールとして我が町でも制度としては実行してまいりたいと思いますが、趣旨は長妻大臣の趣旨に沿って、無理がないような運用にしたいと思っています。

それから、3点目の地上デジタル放送への移行に伴うテレビ難民に関する質問ですが、この支援についても、かつては生活保護などの公的な扶助を受けている世帯、あるいは障害者がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税措置の世帯に限られた制度でしたけれども、現在では市町村民税非課税世帯に対する支援になっていますので、これによってかなりな支援の充実が図られているのではないかと考えています。いろんな形で広報活動とか、相談もされていると思います。これで不十分であれば、さらにそういう相談をきめ細かくしてまいりたいと思っています。

国に実施の延期を求めているというお話ですが、この制度そのものが電波を有効に活用しようという国策というか、日本国が生き残るための政策の一つだと思いますし、移行すれば、既にいろいろ準備をされている民間放送局の関係者とか、相当な影響が出る話だと思いますので、一自治体の立場で施行の延期について要請することは、私自身は考えておりません。

4点目の自殺予防のゲートキーパー研修の質問ですが、実はこの自殺問題も、私が厚生労働省時代からちょっと一貫してかかわってきた問題で、この基本法の制定にも黒子としてかかわってまいった経緯がありまして、この自殺対策基本法の制定の趣旨の一つが、行政・自治体の対応が不十分なので、その活性化のためという趣旨が一つあります。そういった観点で、各県に自殺対策研究強化基金というのが設けられておりまして、この基金、必ずしも十分活用されていないと聞いていますので、その基金を活用して、できれば、土庄の保健所がありますので、小豆島一つで保健所が主催の研修会なり講演会をしていただくのがいいと思いますけれども、小豆島町独自でも職員研修あるいは住民向けの研修会と

か、講演会とか、ゲートキーパーとしての知識を得るために必要なことがあるのであれば、そういうこともゲートキーパー研修の開催について検討をしていきたいと思っています。

いずれにしても、自殺の原因は多種多様ですし、子供の自殺、高齢者の自殺、20代、30代の自殺、それぞれ多種多様ですので大変難しい問題であると思っておりますが、そういうことを前提に、基礎的な知識を広く行政が、役場の職員が身につけるという趣旨で対応していきたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） まず最初、医療メディエーターの話ですけれども、町長は将来の課題として必要だということでした。やはり私は中立的立場として、医療者と患者さんの間に立って対話の促進と信頼関係の再構築を支援するメディエーターの養成というのは、本当に魅力ある内海病院実現のために必要だと思います。早期の養成を検討していただきたいし、魅力プロジェクトの中でも検討をぜひお願いしたいと思います。

それから、今意見交換の場を持つということでしたが、これを具体的にやれば早く町民、多くの方からの病院に対する意見を聞くとか、懇談するとか、そういう場を具体的に早く持っていただきたいと思っております。

それから、国保の問題です。町長は、長妻大臣が言っているようなこと、その趣旨に沿ってむちゃなことはしていないと思うと言われました。連絡しても来られないとか、連絡がつかない方に資格書を発行しているんだと言われましたけれども、実際には全国では長期の保険料滞納者に対して、原則的に資格証明書を出さずに短期保険証などで対応してきた自治体がたくさんあります。

その一つにさいたま市があるんですけれども、その担当者は、資格証明書は本当に適用すべきかどうかの判断ができて初めて適用するものだということで、滞納者との接触の機会をつくることを第一に努力しているそうです。専従のスタッフは、毎日のように滞納者の自宅に電話をかけている。そして、幹部職員などは、自宅を訪問して生活状況を調べている。また、平日に働いている人のために、毎月第4日曜には相談窓口を開いているそうです。生活そのものが成り立たないという相談があれば、福祉課の窓口へ案内もするなど、保険料が払えない人の状況を総合的に判断して、状況によって関係機関につなげるという姿勢です。

資格証明書を出さなければ、滞納者はふえるのではないかと懸念する自治体の職員もいるそうですが、さいたま市では、むしろ滞納者の数は少しずつ減っているそうです。話し

合いができてから、資格証明書を出すよりも、実際に相談を継続していったほうが納税につながるということです。滞納者の生活実態を分析し、法どおりの機械的な交付をしないという姿勢だそうです。1年以上の滞納者を一律に悪質滞納者扱いをして、保険証を機械的に取り上げるのではなく、生活困窮者からの保険証取り上げはやめるべきだと思います。

本町でも、徴収を担当している職員の中には、言動や表現が高圧的で一方的であるという、そういう物の言い方とか態度でつらい思いをしたという町民の声も聞いておりますし、保険料を払わないと保険証を取り上げると、おどすような態度の人もいると聞いております。保険料を払った見返りに受診できるという考えは、病院にかかることを商品とし、保険料という商品の対価を支払ったことに対する見返りとしていますが、これでは医療を商取引に矮小化していると言わざるを得ません。生存権の具現化である受診権は社会権の一つであり、お金を払ったかどうかで権利が生まれるわけではありません。町の職員は、国保が社会保障制度であることを再認識していただきたいと思います。そして、さいたま市のようなきめ細かな取り組みをしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、地デジの問題ですけれども、実際にそういう支援を受ける方が具体的に今どうなっているのか、そういう実態を町はつかんでおられるのでしょうか。そういう支援があることも知らない高齢者の世帯などもたくさんあるのではないかと思いますけれども、少なくとも今ある国の支援から漏れる人はいないように、町としても何らかの対策をしていただきたいと、実態の調査と対策をしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それと、ゲートキーパー研修の問題ですが、町長は専門家だということで、本当にこれは大変歓迎したいと思います。

さっきの国保税の徴収とも関連するんですけれども、例えば足立区では、徴収嘱託員向けのゲートキーパー研修を行ったとかいうことも紹介されております。ただお金を、税金を取り立てる、そういう立場ではなくて、現場で感じている問題点とか支援がどうかとか、そういうことも含めて滞納者の暮らしを支えるとか、支援するとかいうことを含めて対応していける、そういう職員を育てるためにも、ぜひゲートキーパー研修を行っていただきたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 1点目の医療メディエーターについての必要性について私も認識

しておりますので、そういうことでご理解を、すぐには難しいと思いますが、今後の課題として取り組みたいと思います。

国保の滞納者の資格証明書の発行については、先ほど答弁で申し上げましたように、小豆島町では滞納即資格証明書というようなことはしてない、丁寧な対応は基本的にはできていると思いますが、今後とも丁寧な対応をするようにしたいと思います。いい自治体の事例があれば、それはそれで勉強はします。

地デジの国の制度を知らない高齢者がいるということですが、そういう高齢者がいないように、それはしなければいけないと思います。

ゲートキーパー研修については、どんな形でできるか、よく研究をして実施をしてみたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 最後に1つ、国保の問題ですけれども、国保法第9条第3項では、当該保険料の滞納につき、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めることにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとするところなんですけれども、今町内で資格証明書を発行している人について、こういった特別の事情がないということ、面談などで把握して発行されているのでしょうか。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 被保険者証、資格証明書の発行につきましては、私のほうでは、一応3月に滞納されておられる方に、納税相談に来るように案内文を送付しております。そして、その案内文によりまして、納税相談に来ていただいた方につきましては、通常の被保険者証もしくは短期被保険者証を発行しております。高校生以下の方がおいでる世帯につきましては、被保険者資格証明書は一切発行しておりません。それで、5月末になりましても納税相談に来庁されず、また全く連絡がないとか、そういう連絡がとれない場合に限りまして、やむなく被保険者資格証明書を発行させていただいておりますので、また滞納者の方につきましても、私どもと税務課のほうで滞納者個々の諸事情等を勘案しまして、ケース・バイ・ケースによりまして資格証明書を発行しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（秋長正幸君） それでは、暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

議長（秋長正幸君） 再開いたします。

議長（秋長正幸君） 3番大川新也議員。

3番（大川新也君） それでは、早速ですけど、私のほうから2点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、学校給食の未納状況と今後の対策はということで、今年度文部科学省から全国都道府県の教育委員会のほうに対し、4年ぶりに学校給食費の未納状況に関する調査の依頼が出されましたが、本町における未納状況と今後の収納予定並びに対策はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

文部科学省は、今後の子ども手当上積みに関する議論に際し、同手当の学校給食費への活用を訴えていくため、最新のデータを収集する目的で、今回実施するそうです。

学校給食は、原則的に食材を給食費で購入しており、未納者が多いほど給食全体の質が低下するとも言われているが、本町の現状をお聞きしたいと思います。

また、未納者の督促に当たる教職員らの負担も大きいため、教育現場からは、子ども手当から天引きできる仕組みを求める声も全国的に上がっているようですが、どのようにお考えでしょうか。

2点目に、国道436号線のバイパス構想。

具体的に申します。国道436号線、草壁、内海石油の前から西に向いて清水のバス停の区間は、1日の車両通行量は町内一と思われれます。毎朝通勤時に、土庄方面からの車両渋滞は想像以上の長蛇の列ができております。現在、この間は道路拡幅、歩道整備、沿線の急傾斜対策など検討がなされているとは聞いておりますが、将来的にバイパス構想は考えていけないものか。他区間については、広からずも迂回路があるように思えるが、町内道路の中核とも言えるこの区間に迂回路がないのはいかがなものかと考えられる。特に災害発生時、道路寸断になった場合を考えると、バイパス構想は必要と思える。

また、この区間の歩道整備、道路拡幅、急傾斜対策などの現状はどのように進められているのかお聞きしたい。以上2点、よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 大川議員の質問に答えます。

まず、1点目の学校給食費の未納状況と今後の対策ということですがけれども、幸いなことに、本町の学校給食費、年度途中での一時的な未納はありますけれども、学級の担任な

どのご尽力で、年度を通じて年度末の未納は生じておりません。

しかしながら、年度途中で一時的に未納となる件数は年々増加しておりまして、学級担任の負担も大きくなっていると聞いております。そういうことは決して好ましいことではなく、先生方の負担も大変大きくなりますので、いろいろな対策は必要かと思えます。

子ども手当から給食費を天引きする仕組みをつくることについてどう考えるかですけれども、私自身はそれに賛成です。そのような方向で、国が制度改正をしていただければと思っています。

2点目の国道436号のバイパス構想ですけれども、これについても構想自身は大賛成です。災害のとき必ず必要だと思えますし、現在オーリーブマラソンが残念ながらベストのコースにならないのはバイパスがないからと聞いていますので、構想自身は大賛成で、いつの日か実現したいと思っています。

しかし、現実は大変厳しいものがあるということでもあります。1つは、農免道路の整備する際、そういう構想もあったと聞いていますが、農地がないと農免道路の対象にならないということで、対象外になったと聞いています。それから、農免道路の制度自身が事業仕分けで制度がなくなっております。そうすると、現行の制度では社会資本整備総合交付金事業あるいは県費補助ということになるんですが、いずれも補助率が農免道路に比べて低いので町の負担が大変重たいということで、現実的にバイパスはハードルが高い話になっております。がしかし、この構想がいつか実現するということは、常に思い続けていきたいと思っております。

詳細について、あるいは歩道整備の拡張、急傾斜対策等については、建設課長が答弁いたします。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 3番大川議員の質問に対して補足説明を行います。

先ほど町長がおっしゃいましたように、農道整備への要するに補助が、行政刷新会議が行った事業仕分けにより廃止となりましたことから、今後は国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業または県費補助を実施していくしかないと考えます。

その場合において、農林水産業の補助ですと補助率が85%でございました。社会資本整備交付金事業の交付率は残念ながら50%、約半分になります。県費補助に至りましては補助率が35%となり、先ほど町長がおっしゃいましたように、町財政には大きな負担となることが考えられます。

それと、参考にもう一点申し上げますと、この区間の延長は約540メートルの国道区間

でございますが、議員のご質問にありました区間、草壁農免道と西村農免道を接続するとしますと、高低差の関係で、試算した延長になります約1.5キロメートル、ということは540メートルの約3倍の延長が必要になっております。それで、直近の芦ノ浦農道のメートル当たりの単価で事業費を試算しますと、少なくとも5億5千万円程度の事業費が必要になるのではないかと考えております。今後の検討の参考にさせていただけたらと思います。

次に、国道436号線、草壁清水間の歩道整備、道路拡幅、急傾斜対策などの現状についてでございますが、県に確認いたしましたところ、国道436号の交通安全対策箇所の洗い出し作業により、この区間においては交差点改良及び歩道改良に伴う拡幅改良と法線改良など、多岐にわたる構想が現在描かれております。その中で、現在は沿線住宅の方々の意向調査を行っておるようでございます。現地においては、交差点部に人家が両側に連続しており、交差点近くの左右どちらかの家屋については、移転をお願いしなければならないような構想しか描けないということで、地権者の協力がなければ、事業は絵にかいたもちの状態になろうかと考えております。

こうしたことから、県におかれましては、慎重に影響範囲の地権者の意向調査を現在戸別に行っている段階とのことでございます。

なお、この区間の国の補助対象となる急傾斜対策事業に関しましては、現時点においては完了しておりますことから、新たな構想はございませんとのことございました。以上で説明を終わります。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） ありがとうございます。

学校給食費は、未納がゼロということで、年度末ではゼロということで、本当にすばらしいことだと思いますが、現状はそうではないと思います。実際に、学校の先生方のご苦労はかなりなもんかと思えます。年度末、教育委員会からの請求があって、それをゼロで振り込みするというのは、学校のほうのそれぞれの考え方があるかと思われまうけど、実際には未納で、先生方が文書をつくって保護者の方にお渡しして、なかなかもらえないところも現状にはあるように聞いております。本当に現場の先生方の苦労が、子供たちにも気を使いながら保護者の方にはお願いをしていくというのは、大変苦労がかかっているような感じもいたしますので、もう少しそのあたり現場の苦労、町長等もわかると思いますが、わかっていると思えますけど、やっぱり学校自体は、表面的には数字はゼロですけど、それ以外の苦労が、かなり大きなものが負担になっていると、私住民のほうから考え

ますと思われるので、いま一度、この未納ゼロということは本当にすばらしい、全国的にもないのではないかと思うぐらいすばらしいことなんで、いいことなんですけど、もう少し現状を詳しく調べるといいですか、確認できたらなと考えております。

また、バイパス構想に関しましては、いろいろと農道でないということで、いつのことになるかはわかりませんが、近い将来その構想で、負担が大きい言われましてらもうどうしようもありませんけど、もしあすこに高潮が来た場合、あの一本道で高潮が来た場合、通れなくなります。最近、高潮とか土砂崩れとかというのは、当然小豆島町も考えていかなければならないと思いますが、ぜひ構想を近い将来実現できたらなというように思っておりますので、以上で終わらせていただきます。

議長（秋長正幸君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第6号 平成21年度決算における小豆島町健全化判断比率について

日程第5 報告第7号 平成21年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について

日程第6 報告第8号 平成21年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について

日程第7 報告第9号 平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について

日程第8 報告第10号 平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、報告第6号平成21年度決算における小豆島町健全化判断比率についてから日程第8、報告第10号平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率についてまでは関連する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第6号平成21年度決算における小豆島町健全化判断比率についてのご説明を申し上げます。

報告第6号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、地方公共団体の財政の健全性をチェックするための4つの健全化判断比率について報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

す。

なお、報告第7号から第10号につきましては、本町の3つの事業会計と簡易水道事業特別会計の資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から順次説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第4、報告第6号平成21年度決算における小豆島町健全化判断比率について内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 報告第6号平成21年度決算における小豆島町健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

上程議案集の2ページをお開き願います。横書きの資料になります、2ページでございます。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。

普通会計における標準財政規模に占める実質赤字の比率を示す実質赤字比率につきましては、実質収支額が黒字となっており、財政健全化計画の基準値14.78%以上、また財政再生計画の基準値20%以上には該当いたしておりません。

次に、公営企業を含めた全会計の実質赤字額や、資金不足額が標準財政規模に対しどの程度の比率を占めているかを見る連結実質赤字比率につきましても、実質収支額等が黒字となっており、これも財政健全化計画の基準値19.78%以上、また財政再生計画の基準値40%以上には該当いたしておりません。

次に、実質公債費比率でございます。昨年の決算においてもご説明申し上げましたが、この指標は総務省が平成18年度から導入いたしました新しい財政指標でございます。自治体収入に対する借金返済額の比率を示すものでございます。その特徴といたしましては、従来の起債許可制限比率には反映されておりませんでした一般会計から特別会計への公債費繰出金も含まれており、各自治体の財務実態を、より正確に把握できるとしております。

平成17年度決算におきましては、ご承知のとおり、県下4市町が18%を超え、本町は18.2%ということでその中に入ったわけでございますが、21年度決算では、表に記載のとおり11.8%となり、6.4ポイント改善されておりました。公債費負担適正化計画の平成21年度の目標数値12.5%をも下回っております。

今後におきましても、地方交付税の分割払いとも言える臨時財政対策債を除き、毎年の起債発行額を当該年度の元金償還額以下に抑制するとの基本方針を堅持し、町債残高の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、将来負担比率でございます。この指標は、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度の比率を占めているかを示すもので、平成21年度決算におきましては、分子となる将来負担額から充当可能財源を控除した値がマイナスとなったことから、バーの表示となっております。これは基金残高が増加したことに加え、後年度に交付税措置される地方債の残高が多いことが主な要因となっております。この指標につきましては、財政健全化計画の基準値のみが定められておりまして、その基準値は350%以上となっており、基準値を大幅に下回っております。

このように、平成21年度決算におきましては、健全化判断比率につきましては、すべてクリアできており、問題はございません。

なお、監査委員の意見につきましては、24ページから25ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただけたらと存じます。

小豆島町におきましては、今後もこの財政健全化法のお世話にならないよう、常に財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが、平成21年度決算における小豆島町健全化判断比率についての報告を終わらせていただきます。

議長（秋長正幸君） 日程第5、報告第7号平成21年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 報告第7号平成21年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率についてご説明をいたします。

お手元の議案集の4ページをお開き願いたいと思います。

流動資産16億9,791万1千円、この額につきましては、平成21年度小豆島町水道事業決算書をちょっとお開き願いたいと思いますけども、9ページ、10ページをお願いいたします。

内訳は、(1)の現金預金16億5,409万9,385円から(4)のその他流動資産でございます。流動負債737万3千円は、決算書の10ページ上から12行目、流動負債の合計の数字でございます。内訳につきましては、(2)の未払金532万4,491円から(4)の預かり金の50万円であります。

議案の4ページに戻っていただき、(8)の16億9,053万8千円は、流動資産から流動負債を差し引いた資金剰余額でございます。(10)の額4億8,220万3千円は、決算書の営業収

益の額から受託工事収益などを差し引いた額で、内訳につきましては(1)の給水収益と(3)のその他営業収益のうち、消火栓の106万8千円と簡水事務の50万円、材料売却収益3千円、また広域からの公園管理負担金50万円、手数料の47万8千円の合計であります。

最後の欄の標準財政規模費の31.6%は、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模53億5,092万5千円に対する割合でございます。

以上のように、水道事業会計では資金剰余額があり、資金不足は発生はしておりません。以上、簡単ですが説明を終わります。

議長（秋長正幸君） 日程第6、報告第8号平成21年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 報告第8号平成21年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率の内容についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお願いします。

表の上から5行目、(1)aの流動負債の1億4,624万3千円、この額につきましては決算書の貸借対照表、8ページでございますが、4の流動負債合計の額でございます。内訳につきましては、(2)の未払金の1億3,669万153円から(5)の預かり金555万4,626円でございます。

表の中ほどの(3)のeでございますが、流動資産8億4,397万6千円につきましては、決算書の7ページの下から2行目、流動資産合計の額でございます。内訳につきましては、(1)の現金及び預金が4億9,766万3,979円から(5)の保有有価証券の100万円でございます。

下の(8)の6億9,773万3千円につきましては、流動資産から流動負債を差し引いた資金剰余金でございます。

次の(10)の額22億6,137万2千円につきましては、決算書の5ページ、損益計算書の1、医業収益の額でございます。

最後の欄の標準財政規模費の13.0%につきましては、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模53億5,092万5千円に対する割合でございます。

以上のように、病院事業会計では、資金剰余額がありまして、たちまち運転資金が不足、不良債務が出るということはありません。以上、簡単ですが報告を終わります。

議長（秋長正幸君） 日程第7、報告第9号平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（宗保孝治君） 報告第9号平成21年度小豆島町介護老人保健

施設事業会計決算における資金不足比率についてご説明を申し上げます。

上程議案集 8 ページの公営企業会計に係る資金不足比率等をお願いいたします。

(1)の流動負債1,157万7千円、これにつきましては貸借対照表の流動負債の合計でございます。内訳につきましては、未払金1,107万6,882円とその他の流動負債の50万円でございます。

次に、(3)の流動資産でありますけれども、2億9,636万2千円、これにつきましては流動資産合計でありまして、内訳は現金預金の2億4,812万6,139円と未収金4,773万5,883円、有価証券の50万円でございます。

次、中ほどでありますけれども、(8)の2億8,478万5千円、この数字につきましては、流動資産から流動負債を引いた額でございます。資金の剰余額ということでございます。

次に、(10)でありますけれども、3億329万9千円、これにつきましては施設の運営事業収益でございます。

以上のことから、資金不足比率については出てこないということでございます。

一番最後の下の欄でございますけれども、標準財政規模費5.3%、これにつきましては、(8)の2億8,478万5千円が小豆島町の標準財政規模に占める割合ということでございます。

老健うちのみにつきましては、現在、先ほど申しましたように資金剰余額がありますので、当面、急に資金不足に陥ることはないと考えております。今後におきましても、利用者の確保と経費の節減に努め、健全な運営に努めてまいりたいと思っております。以上、簡単でございますが、報告第9号の説明を終わります。

議長（秋長正幸君） 日程第8、報告第10号平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 報告第10号平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

お手元の議案集の10ページをお開きください。

簡易水道特別会計は、一般会計と同様に現金主義で、企業会計制度を適用しておりません。この場合については、歳入から歳出を控除した決算の剰余額から支払い繰り延べ、事業繰越額を控除し、建設改良費以外に充当させた起債残高を加えたものをもって、非適用の公営企業会計の資金不足額としております。

平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算書では、歳入総額4,074万円の内訳については、1款の使用料及び手数料から9款の町債までの合計でございます。歳出総額

2,127万3千円は、1款の総務費から4款の予備費までの合計であります。歳入総額から歳出総額を差し引き、1,946万7千円の黒字でございます。

簡易水道事業においては、支払い繰り延べ、事業繰り越しはなく、また建設改良以外に充当させた起債もありませんので、黒字額1,946万7千円が資金剰余となるため、資金不足比率は発生しておりません。以上、簡単ですが説明を終わります。

議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第9 議案第58号 専決処分の承認について（平成22年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））

議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第58号専決処分の承認について（平成22年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））の提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第58号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

去る6月30日に、岩谷、当浜、福田の各簡易水道の原水に、病原性原虫ジアルジアの混入が確認されました。7月1日に再検査したところ、浄水は問題なしとの結果が出たため、大事に至りませんでした。浄水への混入と、それに伴う給水世帯の健康被害を未然に防ぐため、早急な対策が必要となりました。

本案につきましては、小豆島町が管理する岩谷、当浜両簡易水道について、浄水機能の強化を図るための施設整備に要する経費を計上した平成22年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、7月12日付で専決処分としたものであり、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいただくこととするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 議案第58号平成22年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

議案書の12ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,657万9千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書の8ページ、9ページでご説明をいたします。

2款1項1目14節使用料及び賃借料175万円については、当浜簡易水道の前処理装置であります浮上分離装置の借り上げ料でございます。15節の工事請負費86万円につきましては、前処理装置の基礎コンクリート工事と岩谷の急速ろ過設備の設置工事費、16節の原材料費10万円、17節の公有財産購入費69万円は、岩谷簡易水道にかかわるもので、それぞれ増額補正しようとするものでございます。

補正の理由につきましては、6月に実施した小豆島町の水道水源の定期水質検査において、町営であります岩谷簡易水道と当浜簡易水道及び福田水道、一般社団営の福田浜簡易水道の3簡易水道の原水から、病原性原虫であるジアルジアを検出したと、検査機関から第一報が入りました。

ジアルジアについては、哺乳類の小腸に寄生する原虫で、水道に使用される濃度の塩素消毒では死滅しないので、食べ物や水を介して口から感染して、感染したときの症状は下痢や腹痛が2週間から4週間続くとなっております。

しかしながら、生命にかかわる病気ではございません。このようなことから、香川県水資源対策課に報告し、財団法人水道技術センターの安藤先生や厚生労働省健康局水道課に指導を仰ぎました。

指導内容については、ジアルジアが検出されたからといって給水停止することにはならないと。水道水の使用は多岐にわたっており、ジアルジアは煮沸することにより飲用可能であり、トイレ、ふろ、洗濯に使用しても支障がないとのことでありましたので、3簡易水道の利用者の皆様に地区放送や全戸に注意喚起のチラシを配布して、周知徹底を図ったところでございます。

また、7月1日には採水を行い、県の外部団体の香川県環境管理技術センターと水道課が、水質検査を委託しております四国計測工業の2カ所の検査機関で検査を再度、原水、浄水とも行いましたが、原水では1カ所の検査機関で、福田浜、当浜で原虫が確認されました。浄水では、3地区とも、原虫は確認されませんでした。浄水で確認されなかったことについては、3地区とも周知をいたしております。

次の対策として厚生労働省の対策指針では、ジアルジア菌について、ダクト管理を行えば対応がとれるということがわかっておりますので浄水方法の検討を行い、岩谷簡易水道ではろ過方式を緩速ろ過から急速ろ過に変更し、当浜簡易水道では前処理を行うこととして対策することといたしました。

今回、給水世帯の健康被害を未然に防ぐため早急な対応が必要となりましたので、専決処分といたしております。

なお、岩谷簡易水道では、9月1日から急速ろ過に切りかえを行い、給水を開始しており、当浜簡易水道では9月6日に前処理装置を現地に搬入し、試運転、調整を行い、ダクト管理に対応することとしております。

なお、財源につきましては、6ページ、7ページに記載しておりますが、繰越金から充当するものでございます。

以上、簡単でございますけれども、議案第58号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） ジアルジアいうのかな、菌、これは僕は素人でさっぱりわからないのです。専門家がおいでたんですか。どうやって見つけたんですかね、一報が入ったと思うんですけど。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 原水検査については、年4回行っておりますけれども、先ほど言いましたように、6月の水質検査でジアルジア菌が発見されたというふうな報告を受けました。この菌については、やっぱり専門家の方がおいでますんで、うちが委託しております四国計測のほうから専門の方に確認をいただいて、ジアルジア菌だということで、うちに報告があった経緯がございます。

それで、委託先で再検査を行いましたけれども、その検査についても、東京のほうの専門家の教授の方に見ていただいて、原水では、福田と当浜の2地区で原虫が確認されたというふうな報告を受けております。

だから、専門家が見ると、ちょっと確認ができませんというふうな菌であるようでございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第10 議案第59号 専決処分の承認について（平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第3号））

議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第59号専決処分の承認について（平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第3号））の提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第59号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、去る8月30日午前が発生した池田地区の林野火災に伴い、消火活動に要する経費並びに破損や故障が予想される資機材の補充等に要する経費が緊急に必要となりましたので、平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により8月30日付で専決処分としたものであり、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいたごうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第59号専決処分の承認について、専決事項でございます平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の15ページをお開き願います。

まず、一般会計補正予算（第3号）の専決処分の理由でございます。先ほど町長が申し上げましたとおり、去る8月30日に池田地区で発生いたしました林野火災について、周囲の状況や最近の降雨状況を勘案し、火災の規模拡大も想定されましたことから、同日正午に災害対策本部を設置いたしました。これにあわせて、消火活動に際し、想定される経費につきまして早急な予算措置が必要と判断し、専決処分させていただいたものでございます。

それでは、内容をご説明申し上げます。

第1条でございます。歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億9,367万5千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案書の末尾に添付しております平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）説明書の16ページ、17ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金880万円でございます。今回の補正による一般財源の所要額をここで対応しております。以上、歳入の補正額合計は880万円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。18ページ、19ページをお開き願います。

9款消防費、1項5目災害対策費でございます。冒頭にも申し上げましたが、火災の大規模化といいますか、規模拡大が想定されましたので、消防団員の出勤講習200万円に加え、関係機関との連絡旅費等消火活動に派遣される関係機関職員の宿泊費を想定いたしております。

また、夏季の火災であることから、飲料水の購入経費を相当額計上いたしますとともに、炊き出しに要する賄い材料費、可搬ポンプなどの燃料費などを計上いたしております。

さらに、林野火災においては、消防資機材の損耗も相当量想定されますので、機材の修繕料35万円に加え、ホース等購入費485万円を計上しております。以上、歳出予算の補正総額は880万円となっております。

簡単ではございますが、以上で平成22年度一般会計補正予算（第3号）にかかわる議案第59号専決処分の承認について説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） 済いません。今回の山火事はもう大したことなかったというたら語弊があるんですけど、あれ以上広がらなくてよかったんですけど、最近の避難訓練、これはもう高潮があると思うんですけど、やっぱり訓練やっとなってよかったということがあれば、教えてもらいたいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 今回の山林火災に関しましては、避難訓練をしてもよかったというような、そういうようなところはなかったかと思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。15番浜口議員。

15番（浜口 勇君） このたびの火災の出火原因というのは、どういうことが考えら

れるのか。全然、自然発火したものでないと思うし、ということが考えられるかという点の、そういうお話は出とんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 今回の火災の原因のお尋ねなんですけれども、今、私のほうには全く情報は入ってきておらないのが現状です。恐らく警察あるいは消防本部のほうで捜査といいますか、そのあたりはしておるのかなというふうに思っております。私のほうには情報は一切参っておりません。

議長（秋長正幸君） 15番浜口議員。

15番（浜口 勇君） 原因がわからない火災ぐらいいいんか、それぐらい怖いもんはないと思うんで、やっぱりとことんということが考えられるかということ、やっぱり究明していただくようお願いしたいと思うんですけどね。出火原因がわからんとああいう火災が起こるとするのは非常に我々も不安ですので、そういうことをお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 浜口議員さんの言われるとおり、今回の火災の原因をしっかりと、何であったのかということは突きとめる必要があるのかなと思います。ただ、今申しましたように、私のほうに情報は参っておりませんので、私のほう、今回対策本部を設置しております。ですから、本部長の町長のほうから警察なり消防に確認をして、今後対策にしたいというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 燃えたところにこれから、今台風が来なければいいんですけども、土砂が崩れたり、下の家屋もありますので、それに対する対応といいますか、は、どういふふうに考えてらっしゃるのでしょうか。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 現在、山の所有者等の確認をいたしております。そして、基本的には山につきましては個人の所有地でございますから、個人の承諾なくしていろいろな事業ができないということで、今現在、国、県等の補助事業等の検討を行っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） これから、あれだけ焼けますと10年ぐらいはもとには戻らんでしよるんで、それに対する砂防もある程度はあると思うんですけども、そういうふうな対

応によろしくお願いします。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第11 議案第60号 平成21年度小豆島町歳入歳出決算認定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第11、議案第60号平成21年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第60号平成21年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年度小豆島町一般会計及び国保会計などの8つの特別会計並びに水道、病院、介護老人保健施設の3つの事業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） それでは、平成21年度小豆島町一般会計歳入歳出決算の内容についてご説明を申し上げます。

歳入歳出の詳細な内容につきましては、例年決算特別委員会が設置され、それぞれ関係課から説明がございまして、私からは決算の概要につきまして、施策の成果に関する説明書の財政編によりご説明を申し上げます。別冊になっております、こういう施策の成果説明書というのをお手元にご用意いただけたらと思います。

施策の成果説明書の2ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

普通会計の決算の状況でございますが、他団体との比較や性質別経費の分析が可能な決算数値統計の数値をもとに説明させていただきますので、一部決算書との乖離がございますことを、まず先にお断りを申し上げます。

まず、21年度の決算額は歳入総額（a）が96億9,235万6千円、歳出総額（b）が89億2,221万9千円となっております。平成20年度決算から後期高齢者医療広域連合について、別途決算統計を作成することとなりましたので、当該統計との重複計上を避けるなど整合性を図るため、（c）の461万円及び（d）の499万7千円を歳入歳出から控除し、（e）の9万6千円を歳入歳出に加算する必要が生じたので、普通会計の歳入総額（f）が96億8,284万5千円、歳出総額（g）が89億1,270万8千円となっております。

次に、形式収支（h）でございます。7億7,013万7千円で、これから繰越明許した事業の財源（i）4,042万5千円と昨年度から事業繰り越しとなった財源（k）46万円を差し引く必要が生じたので、決算統計における実質収支（l）は7億2,925万2千円の黒字となっております。なお、事業繰り越しの繰越財源とは、ページの一番下に記載しておりますとおり、発生主義を加味した決算統計特有の繰越制度でございます。前年度に比べますと、歳入が19億2,500万2千円、24.8%の増、歳出が17億6,306万円、24.7%の増となっております。実質収支のうち地方自治法の規定による基金繰入額につきましては、本年第1回定例会で基金条例を改正させていただき、減債基金への積み立ても可能としたことから、21年度につきましては決算上剰余金でございます実施収支7億2,971万2千円の2分の1以上の額となる3億7千万円を減債基金に積み立てるべく、本議会に補正予算案を提出させていただいておるところでございます。

単年度収支（m）は、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で1億8,750万9千円の黒字となっております。この中には財政調整基金への積立金700万円、地方債繰上償還金5,141万6千円が含まれており、実質単年度収支は2億4,592万5千円の黒字となっております。前年度が5,308万1千円の赤字でございましたので、前年度に比べ大幅に改善をいたしております。これは、合併後将来における町財政の安定化に向けて町債発行の抑制や高利率の起債を繰上償還してきた効果が数字となってあらわれてきたものと考えております。

このように単年度収支、実質単年度収支ともに大幅に改善をされており、合併後4年が経過し、人件費の削減など合併効果とともに合併に伴う臨時的経費の支出が落ちつきを見せている状況でございます。しかしながら、前年度の決算が大きく影響いたしますこれらの指標のみで決算状況のよしあしを論じるのは若干問題があると思われま。現時点では

制度的に確立はしておりませんが、今後におきましては基礎的財政収支、俗に申しますプライマリーバランスによって単年度の財政状況を判断すべきでないかと考えておるところでございます。以上が一般会計決算の状況でございます。

次に、説明書の3ページをごらんいただきたいと存じます。

科目別歳入決算額の状況でございます。大きく増減したものについてのみご説明を申し上げます。

まず、歳入の柱となります町税で4,308万6千円の減となっております。町税の減要因でございますが、株式譲渡所得に係る町民税の個人所得割と給与所得の減が主な要因となっております。

次に、地方交付税でございます。合併支援の一つである特別交付税措置が平成20年度で終了したことから、特別交付税は6,878万1千円と大幅に減少したものの、基準財政収入額の減に加えまして公立病院にかかわる基準財政需要額の増加や新たに地域雇用創出推進費分が需要額に算入されたことなどによりまして、普通交付税が地方財政計画に近い2.6%、7,652万5千円の増となったことによりまして、地方交付税総額では774万4千円増加したものでございます。

次に、国庫支出金でございます。こちらは9億6,795万円の大幅な増額となっております。こちらは定額給付金にかかわる補助金や地域活性化・生活対策臨時交付金など、平成20年度2次補正分4億5,659万円の増に加えまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金など、平成21年度1次補正分2億8,648万7千円の皆増とともに、内海中学校建設事業費交付金や池田小学校耐震補強工事交付金の増が主な要因でございます。

次に、県支出金の7,602万5千円の増でございます。こちらは、平成20年度2次補正によって創設されました雇用対策事業にかかわりますふるさと雇用再生特別基金事業補助金と緊急雇用創出基金事業補助金の合計5,315万3千円と衆議院議員選挙費委託金1,562万8千円の皆増が主な原因でございます。

次に、繰入金が1億6,453万6千円の大幅な増となっております。こちらは財政調整基金繰入金が皆減0となったものの、内海中学校建設事業が完了したことに伴いまして内海中学校整備基金を廃止し、基金残高の全額を一般会計に繰り入れたことによるものでございます。

歳入の最後、町債でございます。7億250万6千円の大幅な増額となっております。これは特別交付税に不利益を生じる懸念が生じたことから、臨時財政対策債を借入限度

額と同額の3億9,190万6千円を借り入れしたとともに、20年度からの繰越明許分2億4,080万円を21年度に借り入れしたため、前年度に比べ大幅な増額となっております。

なお、中期財政計画、公債費負担適正化計画等に基づきまして、起債の発行額を毎年度の元金償還額以下に抑制することを原則としておりましたが、先ほど申し上げた理由により臨時財政対策債を発行したため、平成21年度につきましては発行額が元金償還額を上回っております。このため、今議会に提案する補正予算等で先ほど申し上げましたが、決算上剰余金の一部を減債基金へ積み立て、将来負担の軽減に努めてまいりたいと、このように考えております。以上が歳入の主な内容でございます。

次に、歳出でございます。5ページの性質別経費の状況により大きく増減したものについてご説明をいたします。

まず、義務的経費では、人件費が4,657万8千円の減となっております。これは職員数の減が主な要因でございます。

次に、公債費でございます。公債費償還のピークを越えたことによりまして、長期債元金償還額が9,122万1千円の減、長期債利子が1,597万8千円の減となっております。また、将来における公債費負担の軽減を図るため、金利が5%を超える12件、5,141万6千円を繰り上げて償還いたしましたことから、前年に比べ繰上償還額が4,879万8千円減少し、公債費全体では1億5,553万7千円の大幅な減額となっております。

次に、物件費でございます。4,443万2千円の増となっております。これは平成18年度から20年度の3年間で実施いたしました地域再生マネジャー事業が終了した一方、歳入でもご説明いたしました平成20年度2次補正によって創出された雇用対策事業にかかわるふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出基金事業の合計5,320万7千円に加えまして、こちらも先ほど申し上げましたが、衆議院議員選挙関係物件費、定額給付金関係物件費等の増が主な要因でございます。

次に、補助費でございます。2億7,141万8千円の大幅な増額となっております。こちらは平成20年度の2次補正で創設されました定額給付金2億7,072万8千円の皆増が主な要因となっております。

なお、公立病院にかかわる普通交付税措置が拡充されたことによりまして病院会計負担金等が増加したものの、クリーンセンター建設にかかわる公債費の減少等によりまして、計上分は大きな差異を生じておりません。

次に、積立金は6億5,243万2千円の大幅な増額となっております。これは先ほど申し上げましたが、内海中学校整備基金の廃止に伴いまして、当該基金からの繰入金も財源と

して庁舎整備基金に3億4,166万4千円を、またふるさとづくり基金に1億2,599万5千円を積み立ていたしました。また、歳入でも申し上げましたが、臨時財政対策債の発行に伴いまして、将来の償還財源を確保するため減債基金に1億8,300万3千円の積み立てを行ったことなどによりまして、大幅な増額となったものでございます。

次に、普通建設事業費でございます。こちらも9億9,022万円の大幅な増額となっております。これは平成20年度の2次補正にかかわる地域活性化・生活対策臨時交付金事業分が1億8,346万8千円、21年度1次補正にかかわります地域活性化経済危機対策交付金事業分が2億9,855万円、公共投資臨時交付金事業分が6,767万2千円など、国のたび重なる補正予算にかかわる各種の交付金を活用いたしまして、事業実施また進捗を図ったものでございます。また、内海中学校建設事業分が2億2,322万円の増、池田小学校耐震補強工事分が1億1,078万5千円の増、植松都市下水道整備事業分が1億884万2千円の増などが主な増加要因でございます。

最後に、災害復旧事業費につきましては662万1千円の増となっております。こちらは昨年8月9日に襲来しました台風9号により被災した農地及び町道等の災害復旧事業を実施したものでございます。

以上が性質別の前年度との比較の主なものでございますが、これを目的別に見たものが4ページの目的別経費の状況の表でございます。なお、性質別経費の状況と大部分が重複いたしますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、6ページ、7ページの特別会計決算の概要につきまして、ごく簡単にご説明を申し上げます。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計から簡易水道事業特別会計までの8会計でございます。実質収支は、収支均衡を含め全会計黒字となっておりますが、実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支は、介護サービス、介護予防支援、簡易水道の3会計以外の5会計で赤字となっており、特に国保会計では1億5,437万1千円の大きな赤字となっております。

なお、8ページに記載しております財政指標につきましては、さきの報告第6号でご説明申し上げました健全化判断比率を初め、個々の説明は省かせていただきますので、後ほどごらんいただけたらと存じます。

以上、決算統計の数値をもとに平成21年度決算の概要をご説明申し上げましたが、政権交代等社会が大きく変化する時代を迎え、予算の重点化はもとより、時代の要請に即応することが可能となる財政基盤の構築が急務であると考えております。今後におきまして

も、財政の健全化に向け中期財政計画の見直し作業を進めた上で、このフレームを厳守いたしまして、事務事業の効率化、簡素化を初め、住民の皆様のご理解を得ながら、自助、公助、共助の原則に基づきまして、より一層効率的かつ効果的な行財政運営に向け、普通交付税の算定特例が受けれる期間内に徹底した行財政改革を進めまして、合併支援が終了した後も安定した行政運営が持続可能となるよう、財政基盤の強化に取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます、決算の概要説明とさせていただきます。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 平成21年度小豆島町水道事業決算につきまして概要をご説明申し上げます。

別冊の薄い小豆島町水道事業会計決算書21ページをお開き願います。

このページでは平成21年度小豆島町水道事業報告書といたしまして、業務、建設改良、経理について記載をいたしております。

まず、業務につきましては、例年並みの降雨があり、水源であります殿川ダム、内海ダム、粟地ダムとも例年以上の貯水量で推移したことから、湯水の心配もなく給水を維持することができました。年間総配水量は237万2,158立方メートルで、前年比1.9%の減となり、有収率は平成21年度は84.01%となっており、前年度0.8ポイント悪化いたしました。

次に、建設改良でございますけれども、内海ダムの再開発事業の利水負担金を初めダム関連でのかんかけ配水池移転事業、国道や県道の改良時期に合わせた配管の布設がえなど、効率的な執行を心がけて工事を実施いたしました。

次に、経理についてご説明いたします。

収益的収支での税抜きでの総収益は4億9,573万390円となり、このうち給水収益は4億7,903万3,069円ですので、前年度に比較して1,241万2,526円の減となっておりますが、主に工業用の利用が降雨により自己水源が確保できたことや景気後退したことが一因と思われます。

一方、事業費用は4億319万9,450円で、前年度の決算合計額と比較しますと382万3,213円減少しており、人事異動による人件費の減及び受水費の減が主な要因となっております。

なお、将来の修繕負担を軽減させるため9千万円の修繕引当金を行いました。この結果、当年度純利益は9,252万9,890円となりましたので、前年度から繰り越ししました未処分利益と合わせました当年度未処分利益剰余金1億8,813万4,257円のうち、1億円を減債積立金として処分する予定でございます。

次に、資本的収入及び支出について説明いたしたいと思いますので、3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。

収入では、第1項企業債、第2項出資金、第3項補助金は、内海ダム再開発事業の利水分の負担金にかかわるものと電気計装設備に更新にかかわる起債でございます。

第4項の負担金は、かんかけ配水池移転工事関連の香川県からの補償金が主なものでございますけれども、大幅な減額につきましては、配水池の建設工事が終了したことにより工事費が減額になったためでございます。また、国の景気対策による臨時交付金1,600万円も受け入れております。

第5項の水道分担金は、新規需要家の加入分担金でございます。

また、6項の長期貸付金返還金は、吉田ダム建設当時に小豆地区広域行政事務組合への貸付金と簡易水道会計への貸付金に対する返還金でございます。

一方、支出では、第1項の建設改良費は、主には内海ダムの再開発事業関係にかかわるものでございます。また、内海浄水場の電気計装設備の更新、老朽管を含めた配水設備も更新いたしました。

第3項は、過去に借り入れしております企業債の償還金でございます。

この結果、支出欄の枠下に記載しておりますように、収入額が支出に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金から補てんいたしました。以上、簡単でございますけれども、ご説明を終わります。ご審議のほうよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 平成21年度小豆島町病院事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

別冊となっております小豆島町病院事業決算書の19ページをお願いします。

病院事業報告書に平成21年度における事業の概況を記載しております。(1)の総括事項にありますように、平成21年度につきましては、年度途中で常勤内科医師が急激に減少したこと、眼科が非常勤医師の診療になったことによりまして、入院・外来患者数とも大きく減少しました。収益的収支につきましては、地方交付税措置が増加したことによる一般会計負担金の増額、重油の購入額の低下による経費の減など、収支の改善面もありましたが、入院収益の減収によりまして極めて厳しい経営状況にございます。

医療業務につきましては、入院患者数が延べ4万6,539人、前年度に比べまして4,221人減少、外来患者につきましては延べ8万9,360人、前年度に比べまして6,442人の減少、1日平均では369.3人となっております。入院・外来とも、主に内科の患者数の減少による

ものでございます。

なお、患者数などの資料につきましては、23ページ、24ページの(1)の業務量に掲載しております。

続きまして、設備につきましてでございますが、超音波診断装置、ホルター心電図解析装置など、老朽化した医療機器の更新と新規購入器具といたしまして、超音波洗浄装置や新生児用聴力検査装置、また入院患者さんの療養環境の改善の一つとしまして電動ベッドを20台購入しております。

なお、医師確保対策の一つとしまして、医師住宅の改築に着手しております。

資産取得の概況の資料につきましては、21ページに記載しております。

次に、経理につきましてであります。総収益につきましては25億4,444万円余り、前年度に比べまして8,310万円余り、率にしまして3.2%の減収、一方、総費用につきましては27億9,617万円余りで、前年度に比べまして1億638万円余り、率にしますと3.7%の減収となっております。この結果、本年の収益的収支につきましては、決算書の5ページの損益計算書、下から3行目に記載しておりますとおり、2億5,173万3,910円の純損失を計上しております。

6ページの上の剰余金計算書にありますように、前年度の未処理欠損金を加えました当年度未処理欠損金につきましては31億4,227万3,139円となっております。下の欠損金処理計算書のとおり全額を翌年度へ繰り越しております。

1ページ、2ページに税込みの収益的収支の決算報告書が記載されておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、3ページ、4ページの資本的収入及び支出、税込みでございますが、ご説明申し上げます。

収入につきましては、第1項は施設、機械整備に係る企業債元金償還に対する一般会計からの負担金、第2項は機器整備の財源として借り入れました企業債、第3項は旧医師住宅の売却益であります固定資産売却代金、4項は県補助金であります新型インフルエンザ協力医療機関設備整備事業費補助金でございます。決算額は合わせまして2億806万3,946円となっております。

支出の第1項建設改良費につきましては、21ページの(2)の資産取得の概況に掲載しておりますが、医療機器等の購入経費でございます。

第2項企業債償還金につきましては企業債の元金の償還でございます。決算額は合わせまして3億2,259万4,487円となっております。

この結果、ページの一番下にありますように、収入不足額 1 億1,453万541円につきましては、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額14万1,055円及び過年度分損益勘定留保資金 1 億1,438万9,486円で補てんいたしております。以上、まことに簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（秋長正幸君） 介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（宗保孝治君） それでは、平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計の決算の概要について説明をさせていただきます。

お手元でございます別冊の小豆島町介護老人保健施設事業決算書の19ページをお願いをいたします。

介護老人保健施設事業報告書でございます。1の概況、(1)総括事項の事業であります。平成21年度の年間の利用者数につきましては2万2,445人でありまして、前年度に比ばまして1,120名の減、1日平均の利用者数につきましては61.5名、前年度より3.1人の減となっております。下の欄ですけれども、通所、デイケアの利用者につきましては、年間の利用者数が4,149名、前年度と比較いたしまして186名の増、1日平均の利用者数につきましては17.2人、前年度より0.7人の増となっております。

続きまして、経理のところでございますけれども、収益的収支は、利用者の減によりまして総収益が約3億874万2千円となりました。前年度と比較いたしまして1.23%、385万9千円余りの減となっております。総費用につきましては約3億520万5千円、給与や負担金などの増によりまして、前年度と比較いたしまして3.35%、約989万9千円余りの増となっております。

それでは、決算書5ページのほうをお願いをいたします。

この結果、損益計算書、下から3行目に記載しておりますように、当年度の純利益は353万6,459円となりました。前年度の繰越利益剰余金3,589万7,182円を加えました一番下の行でございますけれども、当年度未処分利益剰余金は3,943万3,941円となっております。

前後いたしますけれども、決算書1ページ、2ページをお願いをいたします。

この1ページ、2ページにつきましては、収益的収支を記載しておりますが、ただいまの説明と重複いたしますので、説明については省略をさせていただきます。

続きまして、次のページ、3ページ、4ページをお願いをいたします。

資本的収支についてということでございますけれども、資本的収支につきましては、収入が387万7千円、これにつきましては起債の元金に対する一般会計の負担金ということ

で、元金の6分の1を負担していただいております。

次、下の欄ですけれども、支出につきましては、建設改良費が196万4,620円と企業債の償還金2,325万7,876円、合計の2,522万2,496円ということでございます。

下の表の下に書いておりますけれども、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,134万5,496円は、減債積立金300万円及び過年度分損益勘定留保資金1,834万5,496円で補てんをしております。以上、まことに簡単でございますが、平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業の決算の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） 済いません。病院の会計、19ページですかね、こんなことがありました。8月29日に救急車で運ばれた人が、先生が足らんということもあったと思うんですけど、帰らされた。その人は、電気代を払ってなかったから、この暑いのに冷房もなければ扇風機もないとあったんで、この人手不足と書いてますけど、実際に困ってると思うんですね。病院が困っているんじゃなくて、町民みんなが困っていると思いますんで、この人手不足に対して、先ほど報告されたように事務長の感想、だれかの責任というのは僕は要りませんが、何か感想があったら言うてください、人手不足。お医者さんとか。

議長（秋長正幸君） 森委員にちょっと、今の決算委員会との関係について、質問としてはちょっと値にどうかなと思うんですが、どうですか。

6番（森 崇君） 聞いていかんですか、この間あったことじゃから、町長も発言されて、浜口議員も質問されましたけど、これ病院のことをしっかりせなんだらいかんと思うんで、これを聞きたいと思うんです。どっかほかで聞けえ言うんだったら、また聞きますけど。

議長（秋長正幸君） また、委員会の中で聞いていただくようお願いしておきたいと思えます。

6番（森 崇君） はい、いいです。

議長（秋長正幸君） ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。そこで、委員8名の選任方法については、さきの議会運営委員会で協議の結果、総務建設常任委員会から4名を、教育民生常任委員会から4名をそれぞれ選任していただくということになりましたので、その者を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任については、総務建設常任委員会からは4名を、教育民生常任委員会から4名を選任することに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に各委員会を開催し、先ほど決定しましたとおり、4名の委員の選任をお願いします。なお、総務建設常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室を使用してください。

また、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたら、お手数ですが私のところまでご報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時42分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会委員の選任が行われましたので報告します。

総務建設常任委員会からは藤本傳夫議員、森崇議員、柴田初子議員、谷康男議員の4名が、教育民生常任委員会からは渡辺慧議員、安井信之議員、村上久美議員、大川新也議員の4名がそれぞれ選任されたとの報告がありましたので、以上の8名を決算特別委員会の委員に指名します。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩をします。休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが委員会室で正副委員長の互選をお願いします。なお、正副委員長が決まりましたら、委員長は、お手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時44分

再開 午後 2 時47分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたのでご報告します。

決算特別委員会の委員長に藤本傳夫議員、副委員長に渡辺慧議員と以上のように決まりましたことをご報告します。なお、審査報告は12月定例会でお願いします。

~~~~~

日程第 1 2 議案第 6 1 号 改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について

議長（秋長正幸君） 次、日程第12、議案第61号改良住宅等改善事業に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第61号改良住宅等改善事業に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成22年9月6日に指名競争入札に付しました橘地区改良住宅I棟、J棟の耐震及び外壁改修工事の工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（浜本広志君） 議案第61号改良住宅等改善事業に係る工事請負契約、工事名は、橘地区改良住宅I・J棟耐震並びに外壁改修等工事についてご説明申し上げます。

上程議案集18ページをお願いいたします。

改良住宅等改善事業につきましては、橘地区におきまして地域住宅計画ということで、17年度から22年度の6年間ということで、14棟の改良住宅の耐震改修と外壁改修等工事を実施しようとするものであります。

その中で本契約の施行箇所につきましては、議案集の21ページをお開きください。

この中で青い部分でございます。平成22年度と書いてあるところでございますが、I、J、M、Nがございます。この中の本契約の該当する分は、I棟、J棟の2棟の鉄筋コンクリートづくり5階建ての改良住宅20戸でございます。本年度予定しております改良住宅

等改善事業につきましては、橘地区を昭和49年に襲いました集中豪雨の土石流に対応いたしまして、1階をピロティー形式とした構造になっております。このピロティー形式と申しますのは、1階部分が柱だけでもたしているという感じでございます。2階部分から上が住居部分ということで、1階部分については吹き抜けの形式になっております。これがさきの阪神・淡路震災を契機といたしまして耐震基準の見直しをやりまして、該当する住宅の診断を行った結果、当課が管理しております橘地区の住宅13棟が目標値を満たしていないため、耐震改修を行うものでございます。

また、I棟、J棟は、築後33年を経過しておりまして、劣化が進んでおります。外壁のコンクリートに爆裂等が起きておりますので、落下等による安全対策上からも改修を必要としておることから、外壁改修もあわせて行うものでございます。

本契約の工事場所、先ほど開いていただきました場所でございますが、国道436から山手側になります住宅I、J棟でございます。

次に、工事概要でございますが、棟数は2棟、I棟が12戸、J棟が8戸でございます。構造としましては鉄筋コンクリートづくりの5階建て、1階ピロティー形式でございます。補修方法でございますが、入居者が入ったまま工事をいたす関係で、なるべく入居者に騒音等が少ないような工法ということで、2階の居住部分から上につきましてはピタオールという方法でいたします。1階部分につきましては在来工法ということで、コンクリートをつぎ足す打ちっ放しの工事でございます。

22ページから26ページ、立面、平面図がございます。この中で赤い部分で示しておりますのが改修する部分でございます。22ページで申しますと、平面図でございますが、これが1階部分でございます。ここの赤い斜線部分、4カ所ございますが、ここにコンクリートの壁（へき）ができます。こういう構造にすることによって、地震等の横揺れに対する補強をするということで計画をしております。

なお、I棟の耐震改修箇所でございますが、先ほどの4カ所、これは在来工法でございます。2階部分につきましては2カ所ございまして、次のページをはぐっていただきますと24ページでございますね、ここ2階部分、壁の部分でございますが、ここがピタオール工法ということで、これは今既設の壁に壁厚を厚くしまして、その中に鉄板の構造物が入り、その上からまたモルタル等で補修して美装する構造になっております。また、I棟、J棟ともに外壁の改修もいたしますので、爆裂等の箇所の補修及び外壁の塗装工事も全面的にいたします。

工事施工業者の選定に当たりましては、入居者が入ったままの工事をするということ

で、工事の内容を十分に把握できる技術者による管理また工程管理が重要でございますので、本町に指名願が提出されております町内業者で、技術職員一級を有している業者7社を指名いたしまして、去る9月6日の入札の結果、有限会社壺井工務店が5,880万円、消費税相当額280万円で落札したところでございます。

なお、入札業者7社の対応金額は議案集の20ページ、入札業者1回目の札の金額を申し上げます。植松工務店5,750万円、楠工務店5,700万円、壺井工務店5,600万円、長瀬工務店6,050万円、西崎組小豆島営業所5,890万円、真砂建設工業5,940万円、マル喜井上工務店5,940万円でございます。その中で壺井工務店さんが5,600万円ということで落札いたしました。契約金額は5,880万円でございます。

工期につきましては、今議会でご承認いただいた後、町が指定する日から平成23年2月28日までといたします。以上、まことに簡単でございますが、議案第61号のご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 工事名は改良住宅のI・J棟というふうなことでございます。工事概要も2棟、I棟、J棟というふうになっておりますが、21ページの図面においては配置図がありまして、工事名括弧書きでI、J、M、N棟の耐震並びに外壁改修等工事となっております、22年度のブルーのところにも4つの棟があります。今回の提案がI、Jだけになってるんですが、あとのM、Nていうのは別の、また後日の工事、入札というふうに理解したらよろしいんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（浜本広志君） 22年度の工事はI、J棟が2棟で1つの工事、もう一方がM、N棟で1つの工事となっております。今回提案していますこのI、J棟につきましては、予定価格が5千万円以上ということで地方自治法の96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を付さなければならないということで提案させていただいてる分で、M、N棟につきましては議会提案になっておりませんので、入札のほうはもう既に済ませております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） つまり、5千万円以下ということなんですね。

（人権対策課長浜本広志君「はい」と呼ぶ）

はい。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 議運等でというような話を聞きました。その中で同じく壺井工務店が落札したというふうに伺っておりますし、県等の工事で同じ工事の箇所、1つ工事を落札すると、1つは参加しないというふうな方法をとっておるように聞いております。その辺どういうわけで同じところが落札したという結果になったのか説明してください。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（浜本広志君） 本件の改良住宅の入札でございますが、7社、これは小豆島における建設会社で一級以上持っている資格者がおるとい業者で選定しております。なお、今、安井議員さんのほうからご質問ございましたが、1つとった業者は取り除くべきじゃないかということでございますが、私ほうの説明といたしましては、同じ1社がとった場合、近隣の工事でございますので、諸経費を一緒に合算した価格にさせていただきますということで、ご説明させていただいて入札しております。

なお、実際同じ業者が落札しております。今後は、変更の中で諸経費等は一本化していきますので、諸経費は下がってくるかと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 言うたら、工費で2つに分けるといのは、それぞれいろんな業者にとってもらいたいというふうなことがあって2つに分けてやってるというふうな。ほで、1つを落札した部分に関しては、その人は次の落札の権限がなくなるというふうなことを県のほうの工事なりではあると思えます。なぜ、町はそういうふうな措置をとらなかったか、その理由をちょっとお聞かせ、ただ経費がいうふうな説明だけではちょっとあれかなと思えますけど。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（浜本広志君） 今、安井議員さんが言われたように難しいところなんですが、うちの課といたしましては、できれば2社の方それぞれ別の業者さんがとっていただけるのが望ましい形でございます。ただ、狭い地域での工事でもありますし、2つに分けた理由といたしましては、その地域自体が狭い地域の中でございますし、両方とも業者が入りますと管理の面でもいろいろ不都合が出てくる可能性もあることはあるんですが、明確な、同じ業者がとる分については、うちのほうも1社がとられる可能性というもんはある程度考えて、入札前に1社がとった場合は諸経費は一緒に合算させていただきますということでご説明させていただきまして、入札に臨んでおります。時期的にも同じ時期でございますので1社が行っても別段問題はないと思えます。それと、技術管理者が2名以上おりますので、問題はないかと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 私もその点について質問をしたいと思っておりましたが、安井議員のほうから出ました。2つを同一業者に発注することによって、1つのほうは5千万円以下安くそれで見積もったというふうに思っても、勘ぐってもこれは仕方のないことだし、住民から見てもこういう入札のやり方おかしいと、もっときちんと透明度の高いやり方でやるべきだという声は当然出ると思います。

なお、このMとNの全体の平米数とIとJの平米数、どうなってますか、数字教えてください。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（浜本広志君） ちょっと今手元に明確な面積は持ってないので、後日お知らせいたします。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） やはり、原則的には分離発注を行って、より透明度の高い入札のやり方いうのを、やっぱり住民に対しても示す行政の責任というのかな、そういうことが必要だと思います。こういう入札のやり方は、今後これをするとまた同じような前例をつくってやるというふうなことにもつながりかねないというふうに私はすごい懸念いたしております。基本的には分離発注をやるべきということをする必要があると思います。いかがですか。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 分離発注というのは、そういう意味じゃないと思います。それはそれとして、小豆島町指名委員会の委員長として発言をさせていただきますが、本町の場合、取り除き方式を一切使っておりませんので、今回の方法は特異なことではございません。本町はずっと取り除き方式はとっておりません。

県は内規でそういったことをしておるようですが、うちは、先ほど人権対策課長申しましたように、1社がとれば諸経費を一本化することで経費の節減ができるというようなこともありますので、従来もそうです、池田小学校の場合もやりました。たまたまそのときは業者が違ったかわかりませんが、同じです。誤解のないようお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 分離発注の考え方が違うんだというふうに副町長言われましたが、いろいろ理由はおっしゃいますが、住民から見てもやはり疑問というか、疑念を抱くというふうなことになるんだろうというふうに私は思います。特異な方法ではないというふ

うにも言われましたが、やっぱり住民から見てこれがどうなのかというふうなこともきちっと考えなければならぬんじゃないかというふうに思います。はい、答弁は要りません。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第62号 安田小学校校舎耐震補強及び改修工事（北工区）請負契約の変更契約について

議長（秋長正幸君） 次、日程第13、議案第62号安田小学校校舎耐震補強及び改修工事（北工区）請負契約の変更契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第62号安田小学校校舎耐震補強及び改修工事（北工区）請負契約の変更契約について提案理由のご説明を申し上げます。

安田小学校校舎耐震補強及び改修工事につきましては、去る6月16日に執行した指名競争入札における落札業者と工事請負契約を締結し、工事を進めてきたところでありますが、今般、現場精査の結果、追加工事が発生し、変更契約が必要となりました。本案は、今回の変更契約によりまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に該当する契約額となるため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 議案第62号安田小学校校舎耐震補強及び改修工事（北工区）請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

議案集のほうは、27ページをお開きください。

安田小学校の耐震化補強工事につきましては、平成22年度において耐震補強にあわせて改修工事を行うもので、北工区と南工区の2工区に分けて発注しております。北工区、南校区ともに予定価格が5千万円以下であったことから、当初契約に係る議会承認は提案しておりません。当初契約では、3の請負者として記載のとおり小豆島町坂手甲321番地1、有限会社壺井工務店。2の契約金額のとおり4,893万円で契約いたしました。工期につきましては、平成22年6月17日から11月30日までとしております。

今回、30ページに記載しております5項目等の追加工事を実施し、変更請負契約を行うことによりまして、請負額が議会議決の必要な5千万円を超える5,313万円となりましたので、議会議決を求めるものでございます。当初発注では、議会議決が必要ではございませんでしたので、工事内容の説明ができておりませんので、当初の工事概要についても簡単にご説明いたします。

31ページが安田小学校全体の配置図で、管理棟と便所棟が北工区、教室棟と渡り廊下が南工区といたしました。

北工区の工事についてご説明します。32ページが1階部分、33ページが2階部分の図面となっております。32ページ、建物の1階では、凡例で示しておりますように、スリット工法で14カ所、耐震壁補強工法で13面、33ページ、2階部分ではスリット工法で14カ所が耐震補強に係る主たる工事となっております。また改修工事といたしましては、便所棟の給水設備、排水設備改修工事、それから管理棟その他の改修工事となっております。

続いて、今回提案の変更契約部分の内容についてご説明いたします。

30ページをお開きください。

まず、の消火栓配管の更新ですが、既存配管、埋設管であり建築から39年を経過し、経年劣化により腐食が進んでおりました。小豆消防署の指導もございまして、今回露出配管で全面更新するものでございます。34ページの設置図面では、赤線であらわしております。また、2階への配管部分、35ページにつきましては赤の波線で表示しております。

続いて、番の便所棟外壁モルタル撤去の追加。この追加でございまして、現在の構造物に厚さ15センチのコンクリートで補強し耐震化を図ろうとするものでございまして、建設当時の図面では下地がなく、コンクリートに直接塗装していることになっておりましたが、現場では厚さ50ミリ、5センチのモルタル施工がございました。耐震補強に不要とな

るモルタルを撤去しようとするもので、34ページの設置図面ではオレンジ色の線であらわしております。

の自動火災報知機幹線の更新についてでございます。これにつきましては、今回の工事を施工した際に、撤去すべき部分に自動火災報知機幹線が埋設されていたため、移設復旧するものでございます。34ページの設置図面では青線であらわしております。

の排水管の更新については、耐震補強工事で掘削したところ、既存埋設排水管が経年劣化によりまして腐食していましたため更新するものです。34ページの設置図面では緑の線であらわしております。

のプロパン庫の新設では、これまでは倉庫内で2カ所プロパンガスボンベを設置しておりましたが、耐震壁増設工事に支障となるため、外部にプロパン庫を新設するものです。図面では赤の四角にペケ印であらわしております。

以上が主たる変更内容となっており、420万円の増額となりますので、変更後の請負額、先ほど申しましたが、5,313万円となりました。以上、簡単でございますが、安田小学校校舎耐震補強及び改修工事（北工区）の請負変更契約についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第63号 小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第14、議案第63号小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求

めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第63号小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

去る8月30日午前に発生した池田地区の林野火災に際し、消火活動にご協力いただきました関係各位に対しまして、改めて厚くお礼申し上げます。今回の林野火災につきましては、過酷な条件の中、小豆島町消防団を初めとする関係機関の連日にわたる懸命な消火活動のおかげをもちまして、高圧電線や民家など住民生活や産業活動に多大な影響を及ぼす施設を類焼することなく鎮火に至りました。

一方、小豆島町消防団の団員報酬は、県内市町の中でも比較的低位にあり、出勤報酬も内容や時間を問わず出勤1回につき一律1,800円となっております。こうしたことから、今回のように困難かつ長時間にわたる消防活動に従事した場合には、特例として出勤報酬を増額することによって、消防団員の皆様のご労苦に報いることが必要と判断したため、本条例を一部改正し、今回の林野火災から適用しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 議案第63号小豆島町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由と多少ダブりますけれども、このたびの林野火災につきましては、8月30日の午前中に発生をいたしました。鎮圧状態になりましたのが出火後5日目の9月3日の午後でございました。その間、猛暑日が続く過酷な条件のもと、小豆島町消防団池田方面隊にありましては4日間、内海方面隊は3日間にわたり消火活動に当たっていただきました。今回の林野火災が鎮圧、鎮火となりましたのは、出勤要請を行いました香川県防災ヘリを初め徳島、愛媛、岡山の周辺3県の防災ヘリや、あるいはまた自衛隊の消火力が大きかったことでもありますけれども、中でも燃え広がる山に直接入りまして、一つ一つ火のもとといえますか、火の種といえますか、そういったものをつぶしていった消防本部職員、それから2町の消防団員の活動がなければ、火災発生時の気象状況からいたしますと延焼をさらに広げたのではないかというふうに思っております。

その一方で、本町消防団の団員報酬につきましては、町長の提案の理由にありましたように、県下市町の中でも低位にございます。恐れ入ります、議案集36ページのほうをお願いいたします。そのページの新旧対照表の改正後のところを見ていただきますけれども

も、第13条、費用弁償の本文の後ですけれども、ただし書きとして「町長が特に認めた場合は出勤1回につき3,600円の範囲内で町長が定めた額を支給することができるとする」文言を追加をいたしまして、特例といたしまして出勤1回につき、現在の倍額ですけれども、3,600円の範囲内で出勤報酬を支給できるように条例改正を行おうとするものでございます。

なお、附則で施行日は、公布の日としておりますけれども、今回の山林火災から支給できるように、平成22年8月30日以降の出勤について適用するというふうにしてございます。

なお、先ほどの議案第59号の提案の際に、森議員さんのご質問に対しまして、今回の火災で訓練の成果が生かされるものがなかったというふうなことで答弁を申し上げましたけれども、ただ住民に直接関係するものはございませんでしたけれども、炊き出しの面では日赤奉仕団あるいはまた婦人会の皆さん方に大変お世話になっております。この面では、訓練の成果が大きく発揮されたのではないかというふうに思っております。消火活動に当たられました関係各位の皆さん方、大きな力になったものと思っております。

それから、最後になりましたけれども、議員の皆さんを初め大勢の方から差し入れをいただいております。いろいろお心遣いをいただきましたことに対しましてお礼を申し上げまして、提案の理由の説明を終わりたいと思います。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番森口議員。

1番（森口久土君） 本当に消防団の方は大変だったと思います。ですから、この提案について私は賛成という立場なんです。実は、今回の山火事によっていろんな問題が聞こえてきております。これの一部の出動手当だけの改正というんじゃなくて、ほかの問題もいろいろあったのではないかと。いいますのは、例を挙げますと、今回出勤した団員の中にはいろんなところから出たおられた。ですから、企業の理解もあったと思います。もちろん団員のいろんな面で自分の立場というのを顧みず消火活動に参加されたというようなことも聞いております。これは、もう本当にいろいろ町長なり課長から説明があったとおり、大きな火災にならなくて、ある程度のあれ以上延焼はなかったという面ではよかったかなと思うんですが。

そういう意味で、聞こえてきておるのが、民間、このごろかなり厳しいという状況の中で、消火活動に出ておったら帰ってこいというような声もあったり、いろいろある中で、団員の定数というような話もといいますが、ここらも無理して確保しておるのがやはり影

響しておるのかなというような感じもするし、違う形で何か検討することがあるんじゃないかと。それで、今回企業のほうでもかなり影響が出て、大勢が出たというような会社もあるように聞いておりますが、そのあたりについて、町はお礼というような形をされたのかどうか。例えばあいさつに行ったかどうかというようなこともお聞きしたらと、こういうような感じがするんですが、そのあたりはどんなんでしょうか。

それと、町長の特に認めた場合という基準というのは、今回の場合は当然そういうようなことで出てきておるんですが、今後あってはならないのですが、そのあたりはどういうあたりを基準にされるのか。もし、そういう基準が答えられるのであれば答弁願います。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 今回の山林火災でお世話になった方々、特に消防団員として現場に派遣をしていただきました事業者の皆さん方へのお礼はしたのかというご質問ですけども、鎮火いたしました直後に、正直申しまして、事業所までは行き切れておりません。ただ、火災が鎮圧状態になった直後ですけども、町長みずからが差し入れをいただいた方あるいはまた近隣の自治会の会長さん、防災ヘリ、自衛隊のヘリコプターで騒音で迷惑をかけたということで、それは直接すぐにお礼を申し上げに伺っております。ですから、森口議員さんのご指摘のありました事業所につきましては、早急にお礼のほうに参りたいというふうに思います。

それから、基準なんですけれども、あくまでも町長が判断をするということが前提になるかと思えます。ただ、今回のような過酷な条件のもとでの実働が4時間を超える場合、そういう場合は3,600円ということになるかと思えます。消火活動が比較的短時間で終了する家屋の火災あるいは行方不明者の捜索、これは長くかかることもありましようけれども、短い場合、それから各種の訓練等による出勤、それから大雨や高潮時などの屯所待機を含めまして4時間を超える場合であっても、ここで言う町長が特に認めた場合として3,600円とする考えはございません。したがって、長時間にわたる山林等の火災、水害、土砂災害の発生により現場での実働が長時間に及ぶ場合を想定をさせていただきます。

ただ、最初に申し上げましたように、個々具体のケースに応じて、町長がその都度判断をして報酬の額を決めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。3番大川議員。

3番（大川新也君） 同じく先日の火事の件ですけど、火事が鎮火したときに防災無線で鎮火しましたという放送されました、今回ね。あれ何日か後、まだ実際には消えてなかつ

たんですけど、放送されたと思うんでね。あれ、すごい好評やったんですよ。あれだけ火事でわいわい騒いでおりまして、鎮火したときに防災無線で各家庭にも流れたと思うんで、流れましたね。何時何分鎮火しましたという放送が流れたんです、実際。それからもまた後煙がちょっと出よつたらしいですけど、一応そういうような放送があったということは、すごい町民の方に好評でした。心配しておるのだから、火はほんまに消えたのかなあ、テレビではまだ燃えよるとかいうふうなことを言われてましたけど、ああいう放送ができて、防災無線、たまたま神懸通地区はついておりましたから聞こえたんでしょけど、公民館放送でも聞こえたと思います。ああいうような放送は大変よかったなと私は感動しております。

もう一点、ここの規定の中の団員の大火災警戒訓練等の訓練とは、どのあたりのことを指されるのか。先日の7月18日の防災訓練も訓練の中に入るのかどうか。その辺ちょっと確認をしたい。13条の訓練。

(総務課長中桐久志君「防災訓練も当然この訓練の中に入ります」と呼ぶ)

議長(秋長正幸君) 総務課長、議長が許可して発言してください。総務課長。

総務課長(中桐久志君) 済いません。以上のとおりです。

議長(秋長正幸君) 3番大川議員。

3番(大川新也君) わかりました。防災訓練も訓練に入るんでしたら、ちょっと一言お聞きしたいと思います。

皆さんも防災訓練、課長さん、皆さんおいでましたと思います。たまたま防災訓練で消防団の批判ではありませんけど、先日の防災訓練でのあの土のうの積み方、消防団員が、たしか苗羽分団、池田と西村分団やったですかね。防災訓練で土のうを積む訓練を実際にあの場面で池田の埋め立てでやりましたけど、ああいうふうなのではちょっと、本当の水害に遭ったときに不安やなど、にこにこ笑いながらというふうなことで、すごい不満に感じました、私自身。もう少し、そこの出動手当が出るんであればもっと真剣に、年に1回の防災訓練ですから、にこにこせずにもっと機敏にできたらなというふうな感じがしております。

訓練でこの費用が出ないのであればそれでいいんかもわかりませんが、他の訓練でも1,800円が出るんであれば、もう少しきびきびとやってほしいなというふうな感じを受けております。

町民の方も当然そのおとりやと思います。ああいう訓練を見ていたんでは、実際に自分

の家が水が来たときに土のうを積んでくれというときに、大丈夫かなと不安になる訓練や
ったと思いますけど、町長、その辺、いかがですか。一緒に見ましたけれども。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 当日の訓練、大川町議と一緒に隣で、当日も大川町議からその感
想を聞きましたけど、おっしゃるとおりだと思います。心して真剣な訓練に取り組む必要
があると思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案どおり可決され
ました。

~~~~~

日程第15 議案第64号 平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第65号 平成22年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算  
（第1号）

日程第17 議案第66号 平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算  
（第1号）

日程第18 議案第67号 平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）

議長（秋長正幸君） 次、日程第15、議案第64号平成22年度小豆島町一般会計補正予算  
（第4号）から日程第18、議案第67号平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1  
号）までは、相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第64号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）につ  
いて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町一般会計補正予算（第4号）で追加補正をお願いします額は4億5,348万2千  
円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費 3 億 8,789 万 7 千円、民生費 1,933 万 1 千円、衛生費 1,114 万円、農林水産業費 220 万 6 千円、商工費 1,781 万 5 千円、土木費 440 万 9 千円、消防費 160 万円、教育費 908 万 4 千円となっております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第 65 号老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 66 号介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 67 号病院事業会計補正予算（第 1 号）につきましても、順次担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第 15、議案第 64 号平成 22 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第 64 号平成 22 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 38 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4 億 5,348 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 80 億 4,715 万 7 千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容をご説明申し上げます。議案集のまとめに添付しております平成 22 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）説明書の 26 ページ、27 ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。

15 款県支出金、1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金 696 万 1 千円でございます。これは、平成 18 年度から導入されております障害者自立支援法に基づく新体系への移行を促進するとともに、事業運営の安定化を図ることを目的に、新体系に移行した事業所に対し、移行前の報酬水準を基準に助成する場合、障害者自立支援対策臨時特例交付金を原資とした基金を活用し、町が助成支出する補助金と同額を県負担金として交付されるものでございます。なお、4 月から新体系に移行した 2 事業所に対する町補助金を歳出予算に計上いたしております。

同じく、15 款 2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金 500 万円でございます。これは、妊婦や乳幼児を持つ家庭が安心して外出できる環境づくりを目的に、県が平成 22 年度において新たに認定する、かがわこどもの駅の設置を促進するため、平成 21 年度子育て支援対策臨時特例交付金を原資とした基金を財源に、認定に必要な施設整備に対する定額補助制度が創設

されたものでございます。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金365万円でございます。これは、地域振興及び産業振興のため、町内企業等から10件の寄付があり、これを受け入れするものでございます。

同じく、17款1項2目1節民生費寄付金50万円でございます。これは、保育所に対し町内の企業から1件の寄付があり、これを受け入れするものでございます。

同じく、17款1項4目1節商工費寄付金130万円でございます。こちらは、小豆島まつり開催に際し、島内の企業、団体から13件の寄付があり、これを受け入れするものでございます。同じく、17款1項5目1節小学校費寄付金67万円でございます。これは、星城小学校へ1件、苗羽小学校へ11件の寄付と、安田小学校へ2件の寄付があり、これを受け入れするものでございます。同じく、17款1項5目2節中学校費寄付金3万5千円でございます。これは、池田中学校と内海中学校へおのこの1件の寄付があり、これを受け入れするものでございます。

同じく、17款1項5目5節保健体育費寄付金15万円でございます。これは、軟式野球連盟とペタンク協会にそれぞれ1件の寄付があり、これを受け入れするものでございます。

18款繰入金、1項2目1節ふるさと村整備運営基金繰入金150万円。

同じく、6目1節ふるさとづくり基金繰入金4万8千円。

同じく、8目1節サン・オリーブ大規模修繕等準備基金繰入金687万円につきましては、それぞれ基金の設置目的に沿って事業の財源として繰り入れるもので、充当事業につきましては、歳出のほうでご説明を申し上げます。

次に、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金4億2,634万3千円でございます。このうち、3億7千万円につきましては、決算上剰余金の2分の1を下らない額を減債基金に積み立てる原資とするもので、それ以外につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応いたしております。

28ページ、29ページをお開き願います。

20款諸収入、5項1目3節雑入45万5千円でございます。これは、町のホームページのバナー広告が、当初予算計上見込みに比して大幅に増加したため、増額補正するものでございます。また、小豆島町青年団が主催するビーチバレー大会について、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会から、海健康診断調査にかかわる補助金の増額交付が決定いたしましたので、ここで受け入れし、歳出のほうで町青年団への補助を計上いたしているものでございます。以上、歳入の補正額合計は4億5,348万2千円となっております。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。30ページ、31ページをお開き願います。

2款総務費、1項3目広報費44万1千円でございます。歳入で一部ご説明申し上げました町ホームページバナー広告料を財源といたしまして、即時性の高い情報提供を目的に、町のホームページを各課で更新可能とするため、ホームページ作成ソフトを購入いたしますとともに、操作研修を実施しようとするものでございます。

同じく、2款1項7目企画費1,246万1千円であります。こちらは大きく分けて4つの事業に要する経費を計上いたしております。

まず、1つ目の協働のまちづくり支援事業関連では、事業採択の可否を審査いただく委員会の委員報酬といたしまして、4名3回分4万8千円を計上いたしております。財源につきましては、ふるさとづくり基金繰入金を充当いたしております。

2点目の瀬戸内国際芸術祭関連では、芸術祭鑑賞のために小豆島へ訪れた方に、島内観光施設等を紹介するため、旧大鐸小学校及び池田港、草壁港に配置しております臨時職員の賃金68万3千円に加えまして、住民の方に芸術祭をPRするためのパンフレット印刷費54万円と広報紙への折り込み手数料1万6千円を計上いたしております。

3点目は、6月議会での一般質問に対する答弁を、また本日の一般質問でも申し上げましたが、海の重要性をアピールするため、瀬戸内海に航路を有する自治体に呼びかけましたところ、小豆2町を含め18自治体、まだ1件ふえそうな状況で、19自治体になろうかと思いますが、瀬戸内海の復権をテーマとした意見交換会を10月7日、8日に開催する運びとなっております。つきましては、意見交換会の開催経費といたしまして、参加自治体を紹介するリーフレットの印刷費など需用費48万円、意見交換会の運営委託料46万円、また参加者の滞在経費など31万6千円の合計125万6千円を計上いたしております。

次に、4点目の公共交通利用促進事業関連では、まず高齢者運転免許自主返納支援事業関係でございます。

6月補正では、19節のほうに72万円を予算計上しておりましたが、制度開始に際しまして、返納者の負担軽減を図るため、回数券を現物支給することといたしましたことから、12節役務費に同額を振りかえますとともに、自主返納者が当初見込みを大幅に上回ると予想されるため、振りかえ分を踏まえ228万円とするものでございます。

次に、オリーブバスの利用促進に向けPR用の備品購入費25万8千円に加えまして、昨年度策定いたしました小豆島地域公共交通総合連携計画に基づき、オリーブバスへのICカード導入経費773万4千円と、協議会運営経費36万6千円の合計810万円を19節負担金補助及び交付金に、小豆島地域公共交通協議会補助金として計上をいたしております。

なお、土庄町におきましても、9月議会に同額補正を予算案として提案しております。また、香川県におきましても、国庫補助金の2分の1となります702万8千円を協議会に補助すべく、9月議会に提案するというふうに聞いております。

次に、2款1項10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金165万円でございます。歳入でご説明申し上げましたとおり、町内企業等から地域振興のために寄付が9件ございましたので、苗羽地区に165万円を自治会振興補助金として交付するものでございます。

同じく、2款1項16目財政調整基金費でございます。歳入でご説明申し上げましたとおり、決算上剰余金の2分の1を下らない額、3億7千万円を減債基金に積み立てるものでございます。

同じく、2款2項1目税務総務費でございます。国及び地方における税務事務の効率化を図るため、平成23年1月から所得税申告書等につきまして、地方自治体へ電子データが送付されることから、このデータを受信するため新たなシステムの導入と既存システムの改修が必要となりますので、これらにかかわる経費に加えまして、国税連携システムの1月から3カ月分の利用料を計上したものでございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、13節委託料337万円と15節工事請負費350万円でございます。サン・オリーブにつきましては、本年4月から県から譲与を受けまして、町の公の施設として運営いたしております。施設内の空調設備を初めとした各種機器を遠隔操作、またモニター監視する中央監視システムが老朽化したことによりましてシステムエラーが発生していることから、今回同システムを更新するものでございます。

1枚めくっていただきまして、32ページ、33ページをお開き願います。

同じくサン・オリーブでございますが、3階部分のトレーニングルームにつきましては、各種の機械器具が設置され、オープンスペースが手狭になっているため、隣接する休憩コーナーの一部をトレーニングルームに拡張改修いたしまして、利用者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。そのための設計監理委託料と工事請負費を計上いたしております。なお、今回の更新及び改修につきましては、県からの交付金を原資として積み立てましたサン・オリーブ大規模修繕等準備基金からの繰入金財源を財源といたしております。

同じく、3款1項5目障害者福祉費696万1千円でございます。これは、歳入でご説明申し上げましたとおり、平成18年度から導入されております障害者自立支援法に基づく新体系へ移行を促進するとともに、事業運営の安定化を図ることを目的に、新体系に移行した事業所に対しまして、移行前の報酬水準を基準に補助するもので、4月から新体系に移

行した2事業所に対し、移行時運営安定化事業補助金を交付するものでございます。

同じく、3款2項1目児童福祉総務費500万円でございます。こちらも歳入でもご説明申し上げましたが、妊婦や乳幼児を持つ家庭が安心して外出できる環境づくりに向けた、かがわこどもの駅の認定を受けるため、公共施設については、認定に必要な備品を購入し、また民間施設につきましても、備品整備に対して定額補助を実施しようとするものでございます。

同じく、3款2項4目児童福祉施設費50万円でございます。これも歳入で申し上げましたが、内海保育所へ1件の寄付がございましたので、同額を内海保育所へ保育所振興補助金として交付するものでございます。

4款衛生費、1項2目予防費、23節償還金利子及び割引料14万円でございます。これは、昨年度に実施いたしました、女性特有のがん検診に対する国庫補助金の超過交付がございましたので、超過分を国へ返還するものでございます。

同じく、4款4項1目病院費、19節負担金補助及び交付金1,100万円でございます。これは、病児・病後児保育事業を平成23年4月からの開始に向け、内海病院の施設改修を実施するもので、これに要する経費を一般会計から負担するものでございます。

6款農林水産業費、1項6目農地費、11節需用費10万8千円でございます。県単独費補助土地改良事業につきましても、本年度から工事雑費が補助対象外となったことから、事業実施に必要な事務費を単独経費として予算計上するものでございます。

同じく、6款1項12目地籍調査費でございます。これは、人事異動により新たに配置した職員が研修会へ参加する必要性が生じたこと、また現場での工程検査用パソコンが老朽化により使用不能となったことなどから、旅費及び備品購入費を増額する一方、請負残が生じた業務委託料を減額補正するものでございます。

34、35ページをお開き願います。

同じく、7款1項4目観光施設費、13節委託料150万円でございます。これは、小豆島ふるさと村の交流ふれあい農園のビニールハウスが経年劣化により機能が低下したことから、ビニールの張りかえを公社職員が直営で実施するもので、資材購入費を増額補正するものでございます。また、城山の児童遊具につきましても、経年劣化による損傷が著しいことから、これを撤去するものでございます。同じく、25節積立金1,500万円でございます。こちらは、平成21年度中に財団法人岬の分教場保存会から町へ1,500万円の寄付があったことから、今後の岬の分教場及び二十四の瞳映画村施設設備の整備及び活性化を図るための資金とするため、岬の分教場整備運営基金に積み立てを行うものでございます。

次に、8款土木費、1項1目土木総務費から6項3目都市下水道建設費の補正につきましては、植松都市下水道事業及び単独県費道路新設改良事業につきまして、先ほどの農道と同様に、人件費を含む事務費が補助対象外となったことから、歳出費目の変更及び増額補正をお願いするものでございます。

36ページ、37ページをお開き願います。

9款消防費、1項5目災害対策費、1節報酬160万円でございます。これは、先ほど条例改正の議案の議決を賜ったところでございますが、今回の火災のように長期間にわたり過酷な消火活動に従事したということで倍額支給という条例でございます。こちらによりまして、今回は専決処分した予算措置額と実質の条例改正後の出勤報酬所要額と比較し、不足する額を今回増額補正させていただくものでございます。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費、11節需用費13万9千円でございます。これは、平成20年10月に町内各小・中学校にAEDを設置いたしましたが、使い捨てパドルの使用期限が経過したことから、パドルの更新を実施するものでございます。同じく、15節工事請負費227万円でございます。これは、さきの請負案件でもご説明申し上げましたとおり、工事施工段階で消火栓配管等の不備が確認され、更新が必要となりましたので、これに要する経費を増額補正するものでございます。

同じく、10款2項2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金67万円でございます。こちらは、歳入でご説明申し上げましたとおり、各小学校に対しまして寄付がございましたので、安田小学校へ児童用図書購入補助金として、星城小学校へは学校振興補助金として、また苗羽小学校へは楽器整備費補助金として、それぞれ交付するものでございます。

同じく、10款3項1目学校管理費、11節需用費2万6千円につきましては、小学校費と同様にAEDのパドルを更新しようとするものでございます。同じく、13節委託料519万4千円でございます。池田中学校校舎につきましては、耐震補強計画の作成を終えましたので、平成23年度の早い時期での着工に向けまして、実施設計業務を本年度に委託しようとするものでございます。なお、補正額につきましては、さきに予算措置しておりました補強計画委託料等の請負残を勘案し、計上いたしております。

同じく、10款3項2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金3万5千円でございます。こちらも歳入でご説明申し上げましたとおり、池田中学校と内海中学校へそれぞれ1件の寄付があり、同額を池田中学校及び内海中学校へ生徒用図書費補助金、学校振興補助金として交付するものでございます。

同じく、10款6項8目芸術振興費、13節委託料50万円でございます。東京芸術大学の格

別のご理解とご協力のもと、8月10日から22日までの13日間、三都半島一帯を会場といたしまして開催しておりました小豆島AIRアートプロジェクト・Story of the Island展につきましては、好評のうちに閉幕したところでございます。この展示会につきましては、地元の方々のご理解により設立いたしました実行委員会が主体となって運営されたところでございまして、より多くの方にご鑑賞いただくよう、チラシ、リーフレット、また看板等も当初予定以上に作成、配置したことから、同実行委員会への委託料を増額補正するものでございます。

38ページ、39ページをお開き願います。

同じく、10款7項1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金のうち、説明欄1の15万円につきましては、歳入でもご説明申し上げましたとおり、軟式野球連盟とペタンク協会にそれぞれ1件の寄付がありましたので、同額を町体育協会へ補助金として交付するものでございます。同じく、説明欄2の10万円につきましては、小豆島高校陸上部、弓道部及び小豆島町ゲートボール協会が、補助要綱に規定する全国大会に出場したことにより、予算不足が見込まれますので、増額補正するものでございます。

以上、歳出予算の補正総額は4億5,348万2千円となっております。以上で一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番安井議員。

8番（安井信之君） 33ページの病児・病後児保育ということですが、私もこの分には賛成は賛成なんですけど、先ほど来、一般質問なりで両町の病院なりを考えていかんといかんというふうなことを町長は言っておられますが、その中でこの事業というものはどういうふうなスタンスでずっと考えていこうというふうに思っておられるのか、その辺をちょっと説明してもらいたいと思います。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 先ほど安井議員から質問のありました病児・病後児保育の件でございますが、今現在、土庄町の土庄中央病院のほうで実施されております。それに加えて、小豆島町の内海病院でも実施をするということで、島のほうで2カ所の事業所ということではありますが、私の聞いておりますところによりますと、なかなか小豆島町から一たん土庄町へ預けに行って、また帰ってきての仕事に行くのは非常に難しいという意見も聞いております。その辺で、将来的には町長が先ほど来申しておりますように、小豆島町の医療機関、公的病院のあり方は1つになるということも考えられますが、当面の少子化対策として実施したいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 33ページです。工事請負の350万円でサン・オリーブ休憩コーナー改修工事ということで先ほど説明をもらいましたが、トレーニングルームの拡張というふうに理解したんですが、これは手狭というふうなことのために工事を行うというふうなことだと思ったんですけども、このトレーニングルームの活用なり、手狭と言われた理由なんですが、もう少し具体的に活用の範囲の中で手狭になって、その必要性がどう生じたのかということについて伺いたいというふうに思います。

それと、広さにおける拡張はどれぐらいになるのか、ちょっと位置的な面も含めてどの部分を拡張するのかということですね。

それと、かがわこどもの駅の設置のための備品、公共における備品の購入というふうな説明もありましたが、具体的にどこにこどもの駅というのが事業として進められるのか、この点についても伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） サン・オリーブのトレーニングルームの拡張ということでございますが、現在、トレーニングの機材が両筋にございます。サイクル、それからランニング等の機械等がございまして、当然、トレーニング後にはクーリングダウン、ストレッチ等の要求も出てまいります。すぐそばでランニングをしながら、すぐその近くで地べたに座ってのストレッチというふうな形、あるいはヨガで奥のほうで使うという、数年前からトレーニングルームの拡張というのがサン・オリーブのほうで問題に上がっていたようでございます。それで、このたび基金を利用しまして、場所としましてはリラクスルーム、温泉のところですが、男湯、女湯の前を通りまして、正面の右手のほうにソファーといたしますか、ゆっくりするスペースがございまして、左のほうには畳を敷いてじかに座れるというようなスペースがございまして、そのソファーを置いてる部分、ほとんどまだ利用がないというような状況でございますので、隣り合わせ、トレーニングルームの奥を抜きまして、できればフローリングで広く使いたいということでございます。

また、今回若い方からの要望といたしますか、今いろんなピラティスといたしますか、とかジャズダンス、いろんなあれがございまして、小豆島まつり、花火大会でも、あるいは商工祭り、池田の方が、若い方が中心になってやってるスピリッツァーのジャズダンスというんでしょうか、ああいう方の練習場としてもということで、今回トレーニングルーム、増築する部分につきましては鏡を、とりあえず5メートル幅、それから高さ1.5メートルの鏡を一応設置して、利用者の促進を図りたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） かがわこどもの駅の設置場所はこういったところかというふうなご質問ですが、今ある既存の施設、町内にある既存の施設ですね。公共施設及び民間施設を対象にというふうに考えております。公共施設につきましては15カ所程度、民間施設については10カ所程度、計25カ所程度の計画というふうなことで今現在交渉を進めております。

候補地としましては、民間施設としましては不特定多数の人が集まる観光施設、港湾、そういったところを対象に考えております。公共施設としましては、今あるふるさと村とか公民館、運動公園、そういったところで乳幼児が自由に使用できる、そういった施設を選定したいというふうに思っております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 今あるトレーニングルームそのものをどうこう移動させるということではないんですね。でしたら、若い方のジャズダンスグループなんかがあったりして、そういうふうな練習ができるような形を、その休憩のデラックスルームというのかな、あるところを改修してそれを設置するというふうなことなんでしょうか。これは利用する場合に、5メートルの鏡を設置して云々言われましたが、利用料というのはどういうふうに設定を考えているのか、伺いたいというふうに思います。

それと、今回21年度の決算において、トレーニングルームの使用の収益というのが、平成18、19年大体50万円台ぐらいの収入があったんですが、20年度以降大体40万円台ということで減少傾向になってきています。そこら辺で、今回のあわせてのその改修をする中で、トレーニングする場合にも改修がプラスとしてなるのかどうなのか、トレーニングルームそのものもやはり利用頻度を上げていくという、そういうふうなとらまえ方も今後求められると思うんですけども、そこら辺もあわせて、その一帯エリアの活用を今後どういうふうにご利用しやすいような形にしていこうというふうに考えておられるのか、伺いたいというふうに思います。

それと、先ほどこどもの駅の問題については、民間は観光施設とか、公共の場合は公民館とか公共の運動公園とか言われましたが、具体的にどういう備品、種類のものを置くと、どういう内容なのか、もう少しイメージがわくような説明の仕方をお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） まず、今回4月に譲与を受けましてから、地元の方の利

用促進ということがまず一番になるかと思えます。まず料金につきましては、当面、1人現在200円となっております。これは12時から夜の9時まで、その時間ずうっとぶっ通しで利用される方はいないと思えますが、一応その時間200円ということで考えております。

また、集団で利用される場合の問題が将来的に出てくるということですが、今年度中、状況を見ましてまた料金のほうを検討してまいりたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 駅の内容等でございますが、県が示されておる認定要件というものがございまして、以下4点のうちの2点以上を充当すれば認可されるというふうな内容でございます。まず1番目に、おむつかえができる設備、ベビーベッドとかベビーシートとか、そういったたぐいのものを設置しなさい、置きなさい。2番目には、授乳の場、例えばカーテンで仕切るとか、そういったプライバシーの保護ができる、そういった施設。3番目には、トイレ、今ある既存のトイレの中にも子供用トイレを、補助便座ですか、そういったものも設置してください。4番目には、妊婦用駐車場、例えばこれは障害者用とも共用を含むというふうな条件でございますが、この4点のうちの2点以上が整えば県は認定しますよというふうな事業でございます。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 35ページのふるさと村指定管理料の中で、説明の中で遊具の撤去というふうなことを言われておりました。多分城山へ上がっていくところの木の分やと思うんですが、あれは前々からちょっと直してくれというふうなことを言われておって、旧の池田町の分ではようせんなあというふうな部分で使用禁止というふうな形になっておりました。

先ほど町長なりも、その城山付近を活用した観光施設の構築というふうなことも言われておりましたが、その部分でああいうふうな、言うたら木のぬくもりのある遊具というふうなものは、子供たちやかいには必要な部分もあるんじゃないかなと思うんですが、その辺は撤去するだけでもうかわりになるようなもんはせんのかなというふうなことを考えるのか、撤去してまた新たなものを何か考えていくというふうにしようとしているのか、お伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 遊具につきましては、一応使用禁止、それから最近の状況、利用状況が少ないというようなことで、現場のほうに一応話をして、まずは撤去した

ほうがいだろうということで、今回撤去ということにいたしております。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） ロープを張って使用禁止になつると、使用の頻度というのはどう判断するんか、私にはちょっとわからん、理解できないんですが、そういうふうな部分を前々からそういう、小さな子供を持っている方から、危ないから直してくれというようなことがあって、ようせんから使用禁止というふうな形になっておりましたんで、その状況はまた考えてもらいたいと思いますが、そういうふうな部分はどうかという、お伺いします。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 現場と再度確認をしてみたいと思います。国民宿舎の入り口の前を通過の遊具へ行く方向ですか、あの場所はね、お話……。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 国民宿舎のわき道から城山の裏へ上がっていくほうのところの遊具です。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 私も30年弱ですか、前に、子供が小さいころ何度か利用させていただきました。この遊具につきましては、ロープを張って危険防止のためにということで、ここ数年たっていたように聞いております。修繕というよりももう撤去したほうが良いというようなことで、現場のほうと一応確認しておりますが、もしそのあたり、どうしてもまた遊具が必要である、あるいは整備、関連してということになりましたらまた検討してみたいと思いますが、今回の遊具に関しては撤去というような形で考えております。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 議員のお話ありましたが、ふるさと村から城山へ上がる一帯っちゅうのは、私ふるさと村の担当の人に案内されて、村上議員も言われましたが、野鳥のさえずりとか緑とか、すごく観光スポットとしてふるさと村の全体の中で可能性があると思っていますので、よく意見を聞いて、開発という言葉は適切ではないですが、自然を守り、魅力あるスポットとして考えていきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第16、議案第65号平成22年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 平成22年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の41ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ11万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53万1千円と定めるものでございます。

それでは、老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の説明書により内容を説明させていただきます。

説明書の46ページをお開きください。

まず、歳入の補正でございますが、5款1項1目繰越金でございます。補正前の額1千円、補正額11万7千円の増額で、計11万8千円とする補正であります。これは、平成21年度の老人保健事業会計を精算した結果、支払基金交付金、国庫負担金と県負担金の受け入れ超過分を精算するものでございます。11万7千円を繰り越しまして、平成22年度に繰り入れ、償還に充てるものでございます。

次に、歳出の補正でございますが、説明書の48ページをお開きください。

3款諸支出金でございますが、補正前の額2千円、補正額11万7千円の増額で、計11万9千円といたします。先ほど歳入でもご説明申し上げましたが、平成21年度を精算した結果、受け入れ超過となっております。支払基金交付金が6万5,980円、国庫負担金が4万1,007円、県負担金が1万251円、計11万7,238円を平成22年度で返還するものでございます。

なお、返還期限は支払基金が10月末、国庫負担金と県負担金が年度末となっております

が、今回あわせて計上させていただいております。以上、歳入歳出補正額は計11万7千円の増額補正で、歳入歳出合計額53万1千円とするものでございます。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第17、議案第66号平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第66号平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の43ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ657万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億2,755万1千円と定めるものでございます。

それでは、介護保険事業特別会計補正予算（第1号）説明書により説明をさせていただきます。

説明書の56ページをお開きください。

まず、歳入の補正でございますが、8款1項1目繰越金でございます。補正前の額1千円、補正額657万円の増額で、657万1千円とする補正でございます。これは、平成21年度の介護保険事業を精算することによりまして発生しました国庫負担金、県負担金、支払基金交付金等の受け入れ超過額を精算するものでございまして、平成22年度に繰り入れを行いまして返還に充てるものでございます。以上、歳入の補正額が657万円、合計15億2,755万1千円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、説明書の58ページをお開きください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございますが、補正前の額1千円、補正額654万6千円の増で、合計654万7千円とするものでございます。これは、先ほど歳入のところでもご説明いたしましたとおり、平成21年度の精算によって介護給付費では、国庫負担金が58万8,734円、県負担金が49万9,209円、また地域支援事業費では、国庫補助金が227万2,448円、県補助金では113万6,224円、支払基金で205万370円の受け入れ超過額、これを平成22年度において返還するものでございます。

返還期限につきましては、これは支払基金が9月末、国庫負担金、国庫補助金、県負担金、県補助金につきましては来年の年度末となっておりますが、今回あわせて計上をさせていただきます。

6款の基金積立金につきましては、平成20年度から介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基金として積み立てをしておりますが、今回の補正はその基金の利子を基金として積み立てるもので、補正額2万4千円を計上いたしております。以上、歳出補正額は657万円の増額補正で、歳出合計額を15億2,755万1千円とするものであります。

これで説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第18、議案第67号平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 議案第67号平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の最後のページ、45ページをお願いします。

議案第67号平成22年度小豆島町病院事業会計補正予算（第1号）でございますが、第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入につきましては、第1款病院事業収益、第1項医業収益の既決予定額24億4,353万8千円に、補正予定額20万円を加えまして24億4,373万8千円に、支出につきましては、第1款病院事業費用、第1項医業費用の既決予定額27億7,401万7千円に、補正予定額20万円を加えまして27億7,421万7千円に補正しようとするものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入につきましては、第1款資本的収入、第1項負担金の既決予定額1億8,582万4千円に、補正予定額1,080万円を加え、1億9,662万4千円に、第2項企業債の既決予定額1億1,200万円に、補正予定額1,560万円を加えまして1億2,760万円に、第3項補助金の既決予定額1千万円に補正予定額1,575万円を加えまして1,575万1千円に補正しようとするものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額の1億2,601万2千円に、補正予定額4,230万円を加えまして1億6,831万2千円に補正しようとするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,191万円を1億2,206万円に、損益勘定留保資金等1億2,191万円を1億2,206万円に改めようとするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書最後のページ、63ページをお願いします。

補正予算実施計画の収益的収入、第1款病院事業収益、第1項医業収益、第3目その他医業収益の補正予定額20万円につきましては、下の支出の第1款病院事業費用、第1項医業費用、3目経費の備考欄にありますように、病児・病後児保育事業の消耗備品費の購入経費負担金としまして一般会計から受け入れるものでございます。

下の資本的収入の1款資本的収入、第1項負担金、第1目他会計負担金の補正予定額1,080万円につきましては、先ほど収益的収入及び支出でご説明申し上げました、病児・病後児保育事業に係る一般会計の負担金でございます。下の支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目設備整備費の補正予定額3,180万円のうち備品購入費として30万円、下の2目施設整備費の補正予定額1,050万円の財源として受け入れるものでございます。

病児・病後児保育事業につきましては、町から事業を受託しまして、先ほどの一般会計の説明でもございましたが、実施予定時期は平成23年4月から開始する予定で、施設等の整備を進める予定でございます。

次に、収入の2項企業債、1目企業債の補正予定額1,560万円と、3項補助金、1目補助金の補正予定額1,575万円につきましては、下の支出の1目設備整備費、備考欄の上のマンモグラフィ、乳がん検診用の医療器械であります。その購入経費3,150万円の財源として収入するものでございます。補助金の補助率は2分の1でございます。以上、簡単でございますが、ご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

議案第61号の中で、11番村上議員から質問があった住宅の面積について報告をいたします。人権対策課長。

人権対策課長（浜本広志君） 先ほど村上議員さんのほうからご質問がございました改修住宅のI棟、J棟、それからM棟、N棟の面積を報告させていただきます。

I棟1,102.85平米、J棟725.78平米、M棟1,230.32平米、N棟653.27平米でございます。I、Jで合計でいきますと1,828.63平米、M、N棟が合計1,883.59平米でございます。ちなみに、N棟につきましては耐震基準を満たしておりますので、工事等は外壁改修のみでございますので、M、N棟の工事のほうがI、J棟よりも安くなっておりまして、5千万円以下ということで報告させていただきます。

~~~~~

日程第19 議員派遣について

議長（秋長正幸君） 次、日程第19、議員派遣についてを議題とします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第119条の規定により、議会の議決を経ることになっています。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

日程第21 閉会中の継続調査の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第20及び日程第21、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第20及び日程第21を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第76条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成22年第3回小豆島町議会定例会を閉会します。

大変お疲れでございました。

閉会 午後4時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員